

令和 4 年

第 1 回 忠岡町議会定例会会議録

第 2 日

令和 4 年 3 月 9 日

忠 岡 町 議 会

令和4年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和4年3月9日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
健康福祉部長	泉元 喜則	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長	柏木 忠司		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長 (和田 善臣議員)

会議に先立ちまして、ご報告いたします。

私事でございますが、過日、全国町村議会議長会より、「自治功労者表彰」を、また、大阪府町村議長会より、「第70回永年在職議会議員表彰」を頂きました。

このような表彰を頂きましたのは、ひとえに皆様方のご理解とご協力のたまものであると、心より御礼申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

それでは、続きまして、本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和4年第1回忠岡町議会定例会議事日程(2日目)について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

日程第1 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず、初めに、今奈良幸子議員の発言を許します。今奈良議員。

10番 (今奈良幸子議員)

大阪維新の会の今奈良幸子です。議長のお許しを頂きましたので、施政方針における質問に参ります。

健康支援についての①「子ども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大について」お尋

ねいたします。

子ども医療費助成について考える上で、町民の病院利用の在り方を知る必要があります。

病気になる・病院を受診する場合は、何か原因があるということなので、その根本原因を取り除かない限り、何度も同じ状態が続きかねません。自分自身の身体のことを知り、変化を察知します。そこから、自身、お子さんの生活を見直し、行動を変えていくことで病気の連鎖が解消されます。自分の生活スタイルを変えていくことの重要性を伝えていく必要があると考えます。

体の状態には、1つ目として恒常性が健全に保たれている状態である健康、2つ目として恒常性が崩れかけている状態である未病、3つ目は恒常性が崩れ、そのままでは元に戻らなくなっている状態である病気があります。この2つ目の未病のときに、どのような生活を送っているかが大切になってきます。

人間は、生体が本来持っている回復機能によって病気やけがを治す自然治癒という力を有しています。しかし、その力が発揮できなくなっているということは、何か原因があるということです。自然治癒力を生かすには、人間が生きていく中で必要不可欠な食事・睡眠・運動がポイントになってきます。自然治癒力が高まると、病院の利用回数削減、さらには薬の服用量の減少にもつながります。

そこで、2つ質問いたします。1つ目は、町民の病院利用の在り方に対してどのようにお考えでしょうか。

2つ目は、現在の子ども医療費助成は、通院・入院ともに中学校3年生までが対象になっております。忠岡町において令和4年10月から18歳までに拡大に至った背景を教えてください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

町民の病院利用の在り方についてでございますが、町といたしましては、高齢者の人工増加に伴い医療ニーズがますます増加すると想定されている中で、住民の健康増進のためには若い世代からの生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防が大切であると考えています。

本町の保健事業といたしましては、がん検診や特定健診の受診勧奨はもとより、栄養・食生活に対する意識改革、運動不足を解消するきっかけづくりなどを行っており、若い世代の住民の健康意識の向上をサポートすることで、住民の自然治癒力の力を高めることにもつながると思われま。

また、早期発見や重症化の予防のためには医療機関の受診は重要であり、本町は日頃より住民の皆様のかかりつけ医やかかりつけ薬剤師である泉大津市医師会、高石忠岡地区歯科医師会、泉大津薬剤師会の町内の先生方と連携を密にしているところでございます。

住民の皆様にとりましても、自身の体のことをこまめにチェックできる環境があることは、大きな安心につながることであり、引き続き住民皆様が適正な医療につながるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

2つ目のご質問でございますが、財政状況が非常に厳しい中におきましても、子ども医療の年齢拡充を行うことについては、子どもの医療のかかり方について子どもの保護者が子どもの医療のかかりつけ方について理解を深めることで、受療行動は変化し、必要な子どもが必要な医療を受けることにつながると考えられます。

また、こうした理解を深めることで、将来、子どもや保護者が高齢になった際にも、より適正な受診行動をとることができることになると考えられます。まず、自己免疫を維持向上させるためにも、より良い食生活や適度な運動を心がけ、しっかりと睡眠をとり、日頃から体調管理を行うことが重要であり、保護者に対する啓発も必要であると考えているところでございます。

子ども医療費助成の対象年齢を拡大した主な理由については、子どもの健全な育成と福祉の向上を図ることを目的に、また子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進することにあります。

また、令和4年1月現在、大阪府内で43団体中27団体、62.8%が18歳到達年度末まで助成を行っており、人口減少傾向にある本町にとって、若い世代の流出を防ぎ、また呼び込むための施策をとることを考えております。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。子どもの医療費助成で使っているお金は大事な町税であるという事実を忘れず、感謝の気持ちを持ち、自分たちにできる行動をしていくことが大切だと感じました。子どもの医療の関わり方についての理解が深まるような支援をこれからもよろしく願いいたします。

続いて、②「今後の健康支援について」に参ります。

令和3年第2回一般質問でも述べましたが、世界保健機関が定義している「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達し得る最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念または経済的もしくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的な権利の1つである。全ての人民の健康は、平和と安全を達成する基礎であり、個人と国家の完全な協力に依存する」です。

忠岡町では、令和3年度、健康増進のために、住民健康診査、成人歯科検診、健康相談、健康教育、特定健診上乘せ検査、保健指導、訪問指導が行われています。食育促進として、親子キッチン「すまあとごはん」がありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止でした。

この新型コロナウイルスが流行し、いろいろなイベント・教室が開催中止を余儀なくされてしまった中で、町が主催する事業の在り方について見直しが必要であるのではないかと思います。現在、親や養育者が働いている家庭が年々増加しており、さらに60歳を超える年配の方でも働いている方も増えています。その中で教室などに参加できない層が増えているのが事実としてあります。事業に参加できない方の中には、サービスの享受を望まれている方もいるのではないのでしょうか。多くの方に必要な情報をいろんな手段を使って届けていく仕組みづくりが必要だと感じています。今回、町オリジナルの健康体操の動画を作成し、配信していくとの試みはうれしく思います。これまでイベントの準備から開催にかかっていた時間や予算を、町民に向けた情報発信やその準備のために活用されてみてはいかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

コロナの流行により、教室などに参加できない層に対しましての支援方法につきましては、可能なものについては保健師等による個別の働きかけに切り替えるなど状況に応じて対応してまいりましたが、議員仰せのとおり、それでも参加できない方への支援につきましては、現在、調査、研究中でございます。

コロナ禍ではありますが、緊急事態宣言やまん延防止措置が出された場合であっても、感染症対策を十分に講じた上で実施する集団健診などの事業がございます。また、令和2年度は、コロナにより中止となった事業がありましたが、令和3年度は手段や時期を変えて実施できる事業については、その準備については現行の予定どおりの実施準備に加え、手段や時期を変えた場合のプラスの準備を同時並行的に行い、どちらの場合においても対応できるような検討をしながら進めてまいりました。

事業の中止や規模縮小などがあつた場合の予算の活用につきましては、住民への啓発や情報発信等に活用できるよう検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

変化のスピードは年々早くなってきていますので、ぜひ時代の変化についていけるよう

に検討していただけたらと思います。

健康に生活していく中で体を動かすことと同じく大切なこと、それは食べることです。ここでは、「食」についてと「運動」についてお伺いいたします。

1つ目の「食」についてです。私は幼稚園教諭の仕事を通じて、約20年前と現在では子どもたちの行動が変わっていることを体験しました。また、スクールソーシャルワーカーの方々からも、これからは環境の変化により不登校の子どもたちは増加傾向にあるというお話を聞き、原因は何であるのかと考えるようになりました。その中で、「新型栄養失調」という言葉を知り、これが解決につながるキーワードではないかと感じました。「新型栄養失調」とは、主にビタミン、ミネラル不足が引き起こす栄養欠乏症のことです。現在、「炭水化物」、「脂質」の摂取はできているものの、三大栄養素の働きを調整して助ける役割を果たす栄養素「ビタミン」、「ミネラル」、「食物繊維」をあまり摂取できていないということです。ビタミンはよくサプリメントで取り上げられていますが、ミネラルについて私はあまり聞いたことがありませんでした。

生体は、炭素・水素・窒素・酸素とミネラルという元素で構成されています。ミネラルは体内で合成できないために食物として取る必要があります、不足した場合は欠乏症や様々な不調が発生し、取り過ぎた場合にも過剰症や中毒を起こすものがあると書かれています。

食品がミネラル不足になった理由があり、「食べなきゃ危険」というこの本に3つ示されています。①弁当、総菜、冷凍食品、レトルト食品の原料に、水溶性成分とともにミネラルが溶け出た「水煮食品」がたくさん使われるようになっている。②「リン酸塩」がたくさん加工食品に添加され、ミネラルの吸収を阻害している。③加工食品の原材料の大半が「精製」されて、ミネラルが抜かれている。ということです。すなわち、手を加え過ぎていない自然なままの食品を選んでいくことが大切になってきます。

この本の中には、ミネラルを補給するだけで症状が劇的に良くなるケースがあるということが挙げられています。全ての方に当てはまるということではないのですが、何かを解決するきっかけになる情報になるかと考えます。ぜひ、このようなことを踏まえた上で、食育促進に力を入れていただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

続いて、2つ目の運動についてです。一昔前の公園は子どもの遊び場でした。令和3年度に行われた西区の公園整備では、高齢者を意識した健康器具が導入され、大人にフォーカスした改善になっているという印象を持ちました。

一方で、遊具はあるものの、子どもたちの生活スタイルの変化により、平日、公園で遊ぶ子どもの数は減少傾向にあります。体を動かすことは子どもの成長面で欠かせないことであり、その点において、行政主導で取り組むべき課題であると考えます。乳幼児だけでなく、中学生、高校生や成人してからも継続していける体づくりを促進するため、ハード面とソフト面から町が注力していくべきことが何であると考えているのか、そして、これからの忠岡町の健康支援をどのように行い、サポートしていくのか、教えてください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

現在、保健センターにおいて取り組んでいる食育推進といたしましては、乳幼児健診等におきまして、その年齢児の栄養摂取や食生活についての情報発信を行っております。また、保育所、こども園、幼稚園においても、給食や菜園づくり等を通じ、食事マナーや栄養について学んでいるところです。小学校、中学校においては栄養教諭が配置されており、給食や各教科を通じて栄養バランスや健康管理について情報発信されているところです。成人に対しましては、住民健診等を実施し、若年のうちから健康づくりの意識づけ、食生活を初めとする生活習慣の改善について普及啓発を行っております。

ご指摘いただきましたとおり、健康に生活していく上で食というのは切っても切り離せないものであると同時に、食育についてもそれぞれのライフステージにおいて重要なものであります。食環境が多様化している現在、様々な情報が発信されており、それらの情報へのアクセスが容易になっている一方で、正しい情報を選択し、それを活用することが困難になっているのも事実です。

先ほど申し上げましたが、生活していく上で重要な食については、それぞれのライフステージに応じた食育が必要であります。根本になるものは1つであり、バランス良く3食食べることです。このことも含めて、自身に合った正しい情報を選択する力を身につけられるよう、広報、ホームページでの情報発信を初め、新型コロナウイルスが終息に向かいましたら講座の開催等も視野に食育を推進してまいります。

運動については、遊びが果たす役割として、遊びは子どもに対して楽しさを与えるだけでなく、運動能力を高め、知覚の発達や概念形成、言語の獲得を助け、社会性や想像力などを養う機会を提供することによって、子どもの身体的、精神的、社会的発達などを促すものだと考えております。今後、予算の範囲内で中長期的に児童遊園の遊具の更新をしてまいります。遊具の選択等を含めハード面での健康支援に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ソフト面については、現在、コロナ禍で行事等ができておりませんが、町民体育祭を初めウォーキングイベントなどスポーツを通じて心と体がリフレッシュできるような行事等もごさいますので、ご参加いただけたらと思っております。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。いろいろな視点でエビデンスのある情報を行政側から伝え、町

民の皆様が自分たちでメリット、デメリットを比較して選択していけるような健康支援をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次の項目、「(仮称)東忠岡地区認定こども園について」に参ります。

令和3年度より、仮設幼稚園プレハブ新設、引っ越し、幼稚園解体撤去工事、こども園新設工事と着々と進んでいます。東忠岡幼稚園に通っている子どもたちにとって、プレハブでの活動が多く、すぐに外やリズム室など広い場所や遊具で遊べる環境ではありません。そのような中で、先生方はお互いに知恵を出し合って保育をしてくださり、感謝の気持ちでいっぱいです。一方で、保護者から環境の変化に不満や不安を感じているという声も聞いています。開園まで1年以上ある中で、教育・保育方針などはこれから議論を通じて決めていくことになると思います。だからこそ、今このタイミングで、幼稚園・保育所に通われている保護者と教育委員会とが意見交換をする場をつくっていただくことはできないでしょうか。

専門家の目線も大切ですが、通ってくださっている保護者の生の声を聞き、新たな園を一緒につくり上げていくというスタイルをとっていくのはいかがでしょうか。

議長(和田 善臣議員)

二重部長。

教育部(二重 幸生部長)

保護者との交流につきましては、こども園の構想が立ち上がって以来、数度実施してまいりましたが、近年はコロナ禍の影響もあり実施できておりません。今後、様々な行事などを通じて交流できるように検討してまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

10番(今奈良幸子議員)

議長。

議長(和田 善臣議員)

今奈良議員。

10番(今奈良幸子議員)

少しでも園に通われている家庭に寄り添っていただきたいと思いますので、前向きな検討をお願いいたします。

さて、保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設である「認定こども園」は、内閣府の管轄になります。現在決まっていることだけで構いません。東忠岡地区認定こども園を運営する上で、何を軸に進めていくのか、何を大切に教育・保育方針を考えていくのか、教えてください。

教育部(二重 幸生部長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

新しいこども園の教育方針でございますが、将来の忠岡町を担う子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた資質を育てていきたいと考え、一番大きな教育目標としまして、「何事にも意欲的に取り組み、心豊かでたくましい子どもの育成」を掲げております。

次に、この目標を達成するための教育・保育理念としまして、「様々な活動を通して好奇心や探究心を養い、子どもが自ら考え、行動する力、学びの基礎を育み、集団生活の中で互いに尊重し合い、生きる上での基礎となる他者への思いやりや、豊かな人間性、社会性の基礎を育み、生涯にわたってたくましく生き抜くための基礎となる体力や健康的な生活習慣、健康人生の基礎を育てていきたい」というふうに設定しております。

これまで述べましたことを具現化するための教育・保育方針としましては、「子どもの遊びを大切にすること」、「人と人とのつながりを大切にすること」、「命と人権を大切にすること」の3つの柱を掲げ、それぞれに詳細な方針を決めております。

冒頭申し上げたとおり、これからの忠岡町を担う子どもたちにとってすばらしい園となるようにこれからも努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。未来ある子どもたちのためにも、多くの経験ができる環境づくりに努めていくためにも、先生方との思いの共有をよろしくお願いいたします。

先ほどの健康支援で述べたように、子どもたちの健康を守る上で安心・安全な食品の提供が大切だと考えます。現在コロナ禍において、健康増進・免疫力の向上の必要性に気づき、健康な体をつくる基本は食事です。ミネラルや食物繊維が豊富な発芽玄米を混ぜたご飯を取り入れ、塩こうじ・醤（ひしお）・甘酒・みそなどの発酵食品を積極的に取り入れる。また、ミネラルの豊富な天然塩の使用。食品添加物が少ない体に優しい食事＝オーガニック給食を目指してみたいはいかがでしょうか。小学校の給食では、カムカムメニューがあり、その日は麦ご飯を食べています。いかがでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しのオーガニックとは、化学、いわゆる「ばけがく」の有機を意味しており、オーガニック食材とは、農薬や化学肥料に頼らず、環境への負荷をできる限り少なくする方法で生産される有機農産物と有機畜産物、それらを原料にした有機加工食品のことであ

ると理解しております。

これらを活用した給食につきましては、安定的な量の確保と併せて、仕入価格が高いという2つの課題があると考えております。就学前施設から引き続く小・中学校給食の食材費については、法により保護者負担となっていることから、現状の保護者負担の範囲内での導入は難しいと考えております。

学校給食や就学前施設の給食につきましては、これまで以上に健康に配慮した提供に努めてまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。将来的なスパンで考えたとき、子どもたちの健康にとって何が大切なのか調査していただき、少しずつ前に進めていくことを希望いたします。

時間が限られていますので、次の町内就学前施設に在園している子どもたちの給食無償化については省かせていただきます。

次に、出生のお祝いとしての「積み木」について、参ります。

令和4年度から森林環境譲与税を財源に、木のぬくもりに触れることによる木育の効果を期待するとともに、国産木材の利用促進につながることを目的に、大阪産木材を使用した「積み木」を出生のお祝いとして贈るということが施政方針で挙げられています。これを推し進めていこうと思われた理由をお示してください。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

森林環境譲与税は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発、森林整備やその促進に充てることとされております。

本町といたしましては、木材利用の促進を目的に積み木を新生児にお贈りすることといたします。積み木は、知育はもちろん木育にも大変有効であると考えております。木のぬくもり、木の香りがあり、心地良い手触りがあり、使い込むほどに木の深みが増します。長期的にも使用に堪えるものであるため、親から子へ、子から孫へ、次の世代へと引き継がれることを願い、事業化いたしましたものでございます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

次世代に引き継いでいくものと考えていただいたことはうれしく感じました。現在、分かる範囲で結構ですので、どのくらいの大きさのもので、どのような形でお渡しする予定でしょうか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

スギとヒノキの積み木を22ピース、スギの木箱に入れてお贈りいたします。木箱については、縦20.5センチ、横27センチ、高さ6センチ程度になります。積み木は、四角形、三角形、円柱の形となります。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

次のブックスタート事業の4、5歳児適用についてお聞きします。

ブックスタート事業は、地域に生まれた全ての赤ちゃんに、絵本を聞く楽しい体験とともに、絵本を手渡すことで、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しく温かい時間を持つきっかけをつくり、赤ちゃんの健やかな成長を応援する活動と第1次忠岡町子ども読書活動推進計画に書かれています。

ブックスタートは4か月健診時に、ブックセカンドは1歳7、8か月健診時に、ブックサードは2歳6、7か月健診時に絵本を配布されているとのことですが、どのように絵本を渡しているのか、教えてください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

ブックスタート・セカンド・サード事業につきましては、保健センターでの健診時にお渡ししております。事前に図書館司書等の意見を参考に事務局で3冊の絵本を選択し、その中から子どもや保護者に自由に選んでいただいております。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

全国の自治体の中でも実施例が少ないブックサードを実施している中で、今回4、5歳児にも適用しようと決断された理由を教えてください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

ブックスタート事業を4歳、5歳児に対象を引き上げる理由としましては、令和元年度の読書環境に関する調査において、本を読まない子どもの割合、いわゆる不読率と言われるものですが、小学校6年生で全国平均は18.7%であるのに対し、大阪府は24.

4%、中学3年生では全国平均は34.8%に対し、大阪府が44.8%との結果でありました。全国的に見ても大阪府の不読率が高くなっておることから、大阪府の第4次子ども読書活動推進計画において、計画の最終年度である令和7年度までに不読率を全国平均以下とする目標が掲げられたところです。

本町においても、大阪府の第4次計画への協力を考える中、現在、3歳児までに配布しているブックスタート事業をさらに拡大することで、就学前の全ての子どもたちが定期的に本と触れ合える機会を増やすことにつながると考えたところでございます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。就学前施設では、月間絵本や誕生日のプレゼントが絵本だったように思うので、その差をどのようにするのか工夫していただきたいと考えています。

あと、絵本の読み聞かせについてですが、皆さんどちらかというところ、親が声を出して読んで、子どもが聞くという態勢が主流になっていると思います。絵本の楽しみ方は人それぞれであるということ、実践方法をもっと保護者の方に伝えていくことが必要だと考えますが、その中でチラシを1つ作っていただくことが重要ではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの絵本の読み聞かせにつきましては、確かに苦手な保護者の方もいらっしゃると思います。しかしながら、チラシだけではなかなか伝わりづらいところもあり、具体的なイメージを実感できる取組を実施することが重要であると考えております。

これまでは保健センターにおける4か月健診児に絵本の読み聞かせをしていたところでございますが、残念ながら長引くコロナ禍により中止となっております。今後はコロナ禍の状況を見ての判断となりますが、できるだけ早期に再開できたらと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員、時間がないので簡潔にお願いします。

10番（今奈良幸子議員）

はい。チラシはあくまでも実践、実感していただく際のポイントが書いてあり、保護者がメモを取る手間をなくすためのものと考えておりますので、活用方法次第で影響が変わってくると思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

議長のお許しを得て、質問させていただきます。

1つ目です。公用文作成要領が70年ぶりに改正されたことによる本町の対応や方向性について、質問させていただきます。

令和4年1月の国の文化審議会における取りまとめで、「公用文の考え方」が文部科学大臣に建議されました。この70年ぶりの改正を基に、政府及び各省庁において手引として周知・活用されていくことを目指すもので、今後は地方自治体にも広がっていくことと思われま

す。一般的には、「?」「!」が必要に応じて使える。これはどこで使うんだろうというのが正直な感想なんです。あとは、「,」でなく原則「、」を使用する、「さあびす」の「あ」だったのを伸ばせるように表現できる。「手続」を「手続き」と送り仮名を変えるといったようなところが、ほぼほぼネットニュースとかでは伝えられているのですが、僕が注目したのは、やはりほとんど取り上げられてないんですけど、「等」、「など」という表記は読み手に伝わりにくいので、慎重に今後は使っていきやということが盛り込まれています。

私も一時期行政におりましたんで、すごく便利やと自覚しています。ただ、それが曖昧過ぎて問題だなということが世の中でよく言われていたんで、住民側のほうに立てば、より対象、範疇、問題点が明確化され、分かりやすくなると思いますので、改正内容に沿うほうがいいと思います。私個人の考えとしては。

今後、本町におきましても、このように制度変更に沿って、積極的に考え方を取り入れていくべきやと思いますが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

公用文の作成につきましては、これまで公用文作成の要領がそのよりどころとされてきましたが、現代社会における文章の実態との乖離が指摘されてきたことで、今般、文化審議会が要領の見直しについて検討し、新たに公用文作成の考え方が作成され、内閣官房長

官から各国务大臣宛てに通知されたところでございます。

今後、地方自治体に対しましても通知されることが予想されますので、本町におきましても具体的な通知がありましたら、新しい公用文作成の考え方の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

お願いします。ぜひとも沿った内容で進めていただければいいかなと思っています。

このように例外規定がすごく限定されていくとなると、大体方向性としたら、「等」とか「など」という言葉が、大体「その他市町村長が認める」といったような範疇に大体ほぼ置き換わってくるんやなと思っています。そのような市町村長の権限と責任がよりこれから高まっていくということを見据えて、いきなりなんですけど、町長、その辺のお考えとか、もしお答えいただければいいと思うんですけど、頂けるでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

国の方針に沿って頑張ったいと思います。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

続きまして、温対法の改正を受けた本町の民間企業と本町の産業支援につきまして、質問させていただきます。

2022年の改正では、民間企業への環境系ファンドによる出資や協同を促す内容となっています。本町として今後その視点における官民協業または民間支援を軸とした取組について、それもうたっておられますんで、どのようにこういった、特に先進分野に関しまして支援方針を考えているのか、これが1点目。

2点目に、また以前にも、昨年6月の議会でも同様の質問をさせていただいたのですが、「環境2050カーボンニュートラル推進宣言」ですね。本町ももう出してもいいんかなと思うんですけど、いかがお考えなのか。もし出せへんのやったら、その進捗状況ですね、どないなっているのか、お答えください。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

まず1点目でございますけども、地球温暖化対策推進法は平成9年、京都議定書の採択を受け、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となり、地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めるため、平成10年に制定されました。

今回の改正は、脱炭素事業を支援する官民ファンドの創設、脱炭素に取り組む自治体を国が財政支援する努力義務が制定され、2030年度に温暖化ガス排出量を13年度比46%削減目標の達成に向け、企業や自治体の取組を促し、企業の再生エネルギー事業や食品廃棄物の燃料利用、森林保全による温暖化ガスの吸収源確保といった脱炭素関連の事業に出資することが記されており、本年秋頃にファンドを設ける方針と報道されています。

新たに設けられるファンド、脱炭素化支援機構は、森林保全や再生可能エネルギー導入などの脱炭素事業に対する出資や貸付け、再生エネルギー設備導入のノウハウを持つ専門家の派遣、事業推進のための助言や情報提供などがあるとのことで、具体的にどのような事業や支援が本町でできるのか、今後、情報を収集してまいりたいと思います。

2点目でございます。環境に配慮したまちづくりにつきまして、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に係る実行計画に基づき、忠岡町は事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量を削減することとしております。現在、本町施設の光熱水費及び公用車燃料代を毎年調査し、その使用量の推移により温室効果ガス削減量を抽出し、使用エネルギーの啓発と削減に努めているところでございます。

また、本議会で説明のありました公共施設の設備等を民間事業者の資金とノウハウで省エネルギー化を図るESCO事業の推進や、一般廃棄物処理においてもごみ焼却に係る熱回収を検討している段階でありまして、引き続き先進事例を調査し、宣言できる環境を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

1点目の回答につきましては、ちょっと趣旨が、環境対応をいかにしてほしいという趣旨ではなくて、例えばこのたび令和3年度の補正とか4年度の予算で、環境省の予算、補助金関係が物すごく増えたし、金額も上がったんです。そういったものって、基本的には地域、これから新しい地域での新興企業等のビジネスチャンスにつながってくるもんやと思ってますんで、どのように支援していってもらえるのかなとか、そういう面を詰めたかったというのがあります。ただ、ちょっと今日もこの質問の中ではやると、ちょっと趣旨もずれて、方向もずれてくるんで、また予算委員会にも出席しますんで、その場で改めて議論をさせていただきたいと思ってます。

それを踏まえまして、ちょっと2点、気にかかったんで質問します。1点目ですね、要

はこのような質問の趣旨の酌み取り方ですよね。僕は環境のCO2を減らしてくれと
てないんやと。ビジネスをどうなという、そこですよね。結局、昨日の夜の4時に答えを
持ってきてくれて、話し合いをしようということで時間を取ってくれたんですけど、もうそ
こからは無理じゃないですか。そういうような要は議会に対する趣旨の酌み取り方につ
いてどうお考えなのか、1点目。

2点目です。多分ごみ処理場とかその辺の問題とかも結構やっぱりタイトになってくる
と思うんで、時期的にはもういろんな今おっしゃりはったものが環境を整えてまいりたい
というのも、そんなに長々とするものではないと思ってます。カーボンニュートラル宣言
なんですけど、ストレートに令和4年度末までに宣言されるかどうか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

まず、趣旨のとり方ですけどもですね、今回の法改正につきましては、まず閣議決定を
されたということで、内容を読ませていただきました。中身がですね、例えば建物の屋上
を使った太陽光発電事業、また小水力発電、また風力発電、そのような環境事業をターゲ
ットにされてるということでありまして、本町においてどのような事業ができるのか、こ
れはまだまだちょっと情報が少ないところもございますので、それを収集してまいりたい
ということで、ちょっと趣旨をお伺いに行くのが遅くなったのは大変申し訳ありませんで
したけども、そのようなことで今後も情報収集に努めてまいりたいと思います。

それと、2点目の宣言ができるのかという話ですけども、E S C O事業につきましても、
ごみ焼却にかかる熱回収の事業につきましても、そんなに先の話ではないと考えてお
りますので、そうした事業が少し先が見えてきた段階には、率先して宣言を検討してまい
りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

あまりここで長々と議論する時間がないので、ちょっと意見だけなんですけど、先ほど
風力発電とかおっしゃってたじゃないですか。例えばですけど、旧式のトラックをEV、
また二酸化炭素を出す量が十何%以上低いトラックとかを中古、新車で買い換えたら、3
分の2から4分の3まで、3分の1から4分の3かな、ぐらいいまで状況に応じてもらえる
補助金もあるんですよ。議会ってそんなん知らないんですよ、みんな忙しいんで。やっぱ
りそういうのを、それだけでもそれに全部置き換わることで、すごい経済効果が次に生む
わけじゃないですか。また、忠岡町さんでこんなトラックがいっぱい走ってるんやなとい
うので、やっぱり注目も違う形で浴びやすいと思うんで、だからそういうことで、それは
多分産業まちづくり部長のほうへとなると思うんですけど、今ここは議論しないですけ

ど、そういうようなものを踏まえて、僕はこれを質問したわけなので、その辺もまた予算委員会ですらしくお願いします。

続きまして、保育施設の監査方法について質問させていただきます。

児童福祉法改正施行令におきまして、令和4年4月以降は現地での実地監査は絶対要件より外れて、例外的に書面監査を可能とすることができるようになりました。感染拡大防止が主な理由と聞いてますが、保育事故チェックなど保育環境の多様化を考えれば、大阪府、ここでしたら5市1町の広域になりますね。引き続き次年度も監査は現地監査を必ず忠岡町の場合は続けていただくよう強く要望すべきであると思いますが、施政方針にある「子育て支援が充実したまち」を標榜する本町として、ご見解はいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり、児童福祉法施行令の改正が令和4年4月に予定されているところであり、それに伴いまして、児童福祉施設の設備や運営に関する検査が、実地のみでなく書面等による検査も可能となる予定であります。ただし、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から例外的な措置であると認識しております。

現時点においては、国から正式な通知は来ておりませんが、大阪府並びに岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町の5市1町で共同設置している広域事業者指導課に確認し、どちらも実地による検査を原則とする旨、認識しておられるところでございます。

本町教育委員会としましても、書面による検査ではなく、あくまでも現地に赴いて検査をすることが基本であると認識しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、大阪府並びに広域事業者指導課には実地検査を継続するよう強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。以前に比べてやはり年々施設数が、保育だけじゃなくいろんな施設が増えているのは、現場にいと分かってると思うんで、大阪では人員が足りないということなので、例えば社会福祉法人とか含めた監査機関が、これまで2年に一遍やったのが3年に一遍になってるとか、これは大阪だけじゃなく、ほかの都道府県でも結構見られるような現象なんで、結局その2年に一遍するために、この実地監査じゃなくて書類で行こうやみたいになるのは僕は違うと思ってますんで、今のご回答で、本町としてはそのように回答いただいているということなので、そこをベースに今後とも保育事故の防止等につなげていただくようによろしくお願いいたします。

続きまして、不妊治療における体外受精着床前検査につきまして、ご質問させていただきます。

令和4年4月より不妊治療が公的保険適用となりまして、体外受精や人工授精もその対象となっています。

特に、これまで「命の選別」として臨床研究以外には認められてこなかった「体外受精着床前検査」が、①流産や死産を2回以上経験、②体外受精が2回以上失敗、③夫婦のいずれかに染色体異常が認められるに限り、本検査ができるようになったと報道がありました。しかし、これにつきましては、1月26日に厚労省より保険適用外で、保険適用治療との併用可能な先進医療としての申請を目指すという方向だそうです。ちょっと文章が違うので、すみません。

出産の高齢化など今後様々な社会環境を受けた中で、質問が、①これらについての啓発をどのように進めていくのか。②公的保険に移行するに当たり、できれば3割負担へこれまでの助成を幾ばくか転用して、引き続き本町として独自の支援をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

不妊治療における着床前検査につきましては、厚生労働省は命の選別につながるの倫理的な懸念があり、さらに議論が必要であると判断され、4月からの保険適用を見送る方針が示されたところであります。このことから、検査についての啓発を行うことについては、現段階においては難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、これまでの助成対象であった体外受精等の不妊治療において、保険適用後においても引き続き支援することにつきましては、大阪府における助成は治療の保険適用化に伴い、令和4年4月1日以降に治療を開始する方の助成が廃止されることが決定いたしました。

本町における助成は、大阪府の助成を受けた方を対象に助成を行ってまいりました。このことから、引き続き助成を行うことにつきましては、現在、本町における助成制度の見直しや、保険適用がされることに伴い医療費が一定額を超えた場合に、超えた額について支給される高額療養費制度等について、また近隣の助成状況を含め、調査研究を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。1点だけ再質問させていただきます。

この不妊治療の健康保険適用ですね、これを含めた全般の啓発ってどのように考えておられるのかという。どうしても、方向性としては町としては多分子どもを増やしてほしいということやと思うんですね。やっぱりそうすると、こういった部分というのは結構重要なマークに、高齢出産とか結婚の晩婚化となると、どうしてもこれはついてくると思うんですけど、町広報の何ページのこの片隅にちょこんと載っけるだけなのか、何か特別にそういう啓発をしてくれるのか、その辺を踏まえてお答えいただけますか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

体外受精等の不妊治療につきまして保険適用になったことにつきまして、改めて広報等を通じて啓発してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

一般的な不妊治療、全般的に。不妊治療の今回の健康保険です。だから、体外受精着床前検査だけじゃなくて、その不妊治療の保険適用部分のことです。今の回答は絞られてしまったと思うんで、ちょっと。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

不妊治療の保険適用について、また改めて広報等を通じてしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

できるだけ決断を持ってやっていただきたいなというのはあるんですけど、そこで2点質問させてもらいます。

先ほども言うたんですけど、大阪府の助成は廃止されるということで、その制度を併用して本町も行ってたということなんですが、不妊治療ですよ、不妊治療に限って、全般に限ってですよ。大体忠岡町は今、1年で100人程度ですよ、出生するのが。不妊検査や治療の取り組む割合が大体20%弱が全国平均やと聞いてますんで、それから見て計算しても、例えば年間1回か、大体多くても2回ぐらいのチャレンジやと思うんです。そうすると、例えば一律1回2万給付しても、大体年間予算、40万から、行っても六、七、八十万ぐらいやと思うんですけど、そういったものの検討は頂けないのかということが1点目。

で、先ほど言いました体外受精着床前診断におきましては、先進医療の範疇になるという方向性が今高いんですね。ということは、若い方が医療保険に入る際の視点としては重要になってくると思うんですよ。特約があるじゃないですか。普通に保険へ入って、また特約を別でつけて、ついてる、ついてないが結構保険であるんで、そこに入っていれば、要は体外受精着床前診断に関しても先進医療の範疇でできるんですよ、それが。多分、国はその方向性で行くと言っているんです。そうなれば、やっぱり子どもを増やしたいということであれば、この体外受精着床前診断に関しても、先進医療の範疇にじゃあ決まりましたということになれば、町としてもPRしていただけるのかどうかというところが2点目です。答えを頂けたらうれしいんですけど、どうでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

不妊治療の助成に関しまして、三宅議員も試算していただいたとおり、そのような額にはなるかと思えます。一応その辺も含めて町としても考えておりますので、またその辺は近隣の状況も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次の先進医療についての着床前診断のことですけれども、これは民間の保険会社の適用になっていると思えますので、そこまでちょっと町として踏み込むのはいかがなものかなと考えているのが現状でございます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。この部分も含めて、また様々な中で議論させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、子どもへの懲戒権が民法から削除されるということにつきまして、ご質問させていただきます。

民法822条懲戒権が民法より削除されるという、約100年ぶりの改正が行われます。これまでは、その822条、懲戒権を理由に、虐待する親権者の言い訳として用いられて、児童相談所、要は子家センですね、大阪で言えば、の介入を困難にさせる要因ともなっていました。しかし、一般的にこの情報だけが出回ると、一般的なしつけに対しても委縮させて、今後の虐待通報における世間の誤認や誤った判断を招くおそれもあると思っています。

施政方針には教育環境の充実をうたっていますが、行政としてこの改正を受けて、新たな「しつけ」への見解とその啓発普及について、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しのとおり、民法第822条の改正についての答申が2月14日に法制審議会からなされたことにつきましては、承知いたしております。併せて、今回の改正において、懲戒の文言が削除されるということにより、懲戒権そのものが否定されるのではないかという意見があるのも事実でございます。

しかしながら、民法第822条の前提としての同法第820条、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」という条項はそのままです。本条文の趣旨は、議員お示しの子に対するしつけというものは親権者の権利であるとともに義務であるということの意味しております。条文がそのままであるということは、しつけの理念は変わっていないというのが、本町教育委員会としての認識であります。

さらに、今回の答申による新しい条文には、「子の人格を尊重するとともに、子の年齢および発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」となっており、しつけにおける配慮事項がより具体的に明確化されたものであると認識しております。つまり、これまで以上にしつけを隠れみのとする虐待に対しても、積極的に児童相談所などが介入できるようになるものと期待しており、虐待による痛ましい死亡事件などがなくなることを願っております。

本町教育委員会としましては、子どもの安全を第一に考え、学校や就学前施設等において虐待が疑われるような事案に対しましては、これまで以上に積極的に関係機関への通告をしてまいりたいと考えております。

また、今回の改正に伴う趣旨の普及啓発につきましては、国から通知があり次第、速やかに関係機関と協議を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

続きまして、普及啓発について厚生労働省発行の「体罰等によらない子育てを広げよう～みんなで育児を支える社会に～」というリーフレットの配布やポスター掲示を、保育・教育関係機関へ依頼するとともに、庁舎内でも同様に取扱い、住民の皆様の目に触れるようにしております。

令和4年度に設置を予定しております子ども家庭総合支援拠点整備に向け、現在、潜在的な支援が必要だと思われる家庭を把握するため、アウトリーチを目的に関係機関へ定期訪問を実施しながら、関係機関職員に対し保護者への接し方についても相談を受け、助言等を行っております。

今後、しつけに関しましてもニーズがあればお答えしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。先ほどの質問、ご回答ありがとうございます。気になるところは、やっぱり子どもに関する情報連携についてが気になります。先ほど、大阪府内の某市で起こった子どもの虐待事件においても、結局部課間の情報共有がなされていなかった、あと、子家センとの情報連携ができてなかったとか、その辺が曖昧にされてしまいがちな報道で終わってしまってたんで、僕らも真相究明ってどうなんだろうというのはすごくやきもき、こういうことが起こるとするところです。

本町としては、今のご回答のとおり、個人情報を加味したとしても、この情報の連携につきましては実態としてはどのようになっているのか、お答えいただけますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

潜在的に支援が必要だと思われる世帯につきましては、教育とも情報連携、情報共有を図り、岸和田子ども家庭センターとも連携を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

個人情報を盾に、情報の連携ができてなかったという言い訳だけは、絶対そういう世の中ではないようにしていただきたいというのが本音の願いであります。これからどのように啓発されていくのかというのはあると思うんですけど、よく今これ、マスク警察とか自粛警察といったような、多分皆さんご存じやと思うんですよね。で、要は近隣の嫌がらせをするのに、虐待通報警察というのがあるんですよ。要は、通報しまくって、泣いてる声で、「こんなん普通の子育てで、子どもが泣く声やん」と言うても、「いや、いつも泣いてるんです」と言うて、わざと嫌がらせして、ばんばんそういうような通報をしてやるような人らも世の中には一部いたりして、その何かそういう変な報道が広がったのを見たら、こういうことって何かそういうのにつながれへんかなという危惧が僕個人としてはあるんです。

テレビでも、ウクライナ問題の件でほとんど報道もされてへんかったんですけど、ある民法の番組で法律家のコメンテーターが、「些細なことでもまず周囲の人は全て通報して、一たんは情報が確認できるまで保護したほうがいいでしょう」と言ったんですけど、

いや、そんな些細なことまで通報しまくったら、マンパワーどころか子育てがすごい萎縮すると思うんですね。

事実、もらったリーフレットには、「こんなことをしていませんか」という欄に、虐待例の記載というのがあったんですけど、多分ほとんどの家庭でこれやってるよなという覚えのある行為ばかりやと思うんですね。例えば、速度違反で40キロ制限を43キロで走ったから、この3キロ抜けて取り締まったんやから、3キロの違反をしたんやから免許停止せえやみたいなようなレベルで、本町としてどういうふうに関後対応していくか分からないですけど、啓発についてはどのように考えておられますか。ちょっと一言だけご意見を下さい。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

先ほど申しあげました厚生労働省発行のリーフレットにつきましては、各家庭に届くように教育委員会と連携して、学校園の児童・生徒に配布してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その内容の在り方にも注意をしていただければと思います。

最後に、大津側河川の楯並橋ですね、の危険水位の表示についてです。

取り組んでいただいているのは分かってるんです。ただ、いつ頃できるのかなということで、安全対策の初歩やと思うんで、その辺、今の進捗状況と、いつまでにできるのかということをお答えいただけたら、それで質問は終わると思うんで、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長、簡潔にお願いします。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

はい、分かりました。

実際には、去年8月から調査させていただきまして、10月に職員にてその河川表示を実施しました。実質、川の中でかなり作業が難航いたしておりまして、現在に至っておるところでございます。できるだけ早い段階で完了するようにやってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

改めて、おはようございます。議席番号2番、呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。

まず、1つ目は、生涯にわたって学べるまちづくり、生涯学習等の推進について、本町の学びや文化の振興及び文化会館について、現状はどのように認識しているのか、お聞きしたいと思います。

まず、本町はスポーツが盛んな町であります。花人の赤井さん、篠笛の森田さん、エヴァンゲリオンに携わっておられた武田さんなど、町出身で文化的に活躍されている方や、町内においても絵や書などいろいろな分野において活動し、楽しまれている方がたくさんおられます。また、町内には正木美術館もあり、文化的な資源、財産のある町であります。

住民が気軽に学べる施設として文化会館があるのですが、ご承知のとおり、文化会館は公民館、働く婦人の家、図書館を併設した建物で、図書館以外に茶室、料理室、軽運動室、会議室などを備えた学びの施設であり、地域住民の文化の向上のための拠点施設であります。

私なりに文化会館に求められる役割、目的として4つの目的があると思うんですが、1つ目は、幼児から高齢者まで誰もが気軽に利用できる立ち寄れる場所。2つ目は、人を育てる場所。3つ目、人と人をつなぐ、人と地域をつなぐ場所。4つ目は、生涯学習の担い手を育てる場所として、自己の学びだけではなく、学んだものを社会に還元していただきたいと思いますというものであります。そして、これらの目的が、人が輝く、住民によるまちづくりにもつながっていくものだと思っております。

文化会館が設置されて以来、私が思う目的も含み、生涯学習、文化交流の拠点施設としての役割を担っていただいておりますが、設置してから、文化会館ができてから37年が経過し、施設の老朽化、開館日数や利用の仕組み、PR不足等から利用者が固定化されてきているなど、現在の社会状況、住民ニーズに答え切れていない面があるのではないのでしょうか。もちろん本町の厳しい財政状況の影響もあると思っておりますが、年々予算額も減少傾向にある中、令和3年からは予算書から公民館費、働く婦人の家費の予算科目もなく

なり、学びや文化の火が消えていくのではないかと感じるようです。

新規利用者、幅広い年齢層が気軽に立ち寄れる、利用できる環境に整えていく、次の世代に施設をきっちりと引き継いでいく必要があると思います。施政方針にも、学べるまちづくりについて触れられていますが、具体的な取組が見えないように思います。

本町の学びや文化の振興及び文化会館について、現状どのように認識しているのか、お示しいただけますか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町文化会館は、昭和60年の開館以来、本町の文化の発信基地として地域に根づいた一定の役割を果たしてまいりました。しかしながら、社会経済状況などが大きく変わってきたことや、本町の財政状況の悪化などの影響により、開館当時から比べますと、文化の発信基地としての役割が低下していることは否めないものであります。

教育委員会としましても、かつての輝きを取り戻し、活性化を図る必要性については認識しているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

活性化していただきたいと思うんですが、ちょっと調べたんですけど、平成8年で文化会館の予算費というんですか、これは1億960万円。令和4年度で約4,030万円というふうな形になっております。職員の数も、平成8年度は一般職員数が10人と、今は1人ですかね、なっておると思うんですけども、この辺のところではやっぱり活性化していくには、予算、これはお金の問題が発生すると思いますんで、何とかその辺のところをもうちょっと活性化を考えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり、予算の減、さらには開館日の減、そういった部分、多々ございます。当然見直すべきところにつきましては多くあるということで認識しているところでございます。これらの諸課題の解決を図るべく、令和2年度に文化会館運営委員会を立ち上げたところでございます。この文化会館運営委員会においては、文化会館の在り方について

て、持続可能な総合施設としての運営方針、各館の特性を生かした発展的な事業展開について、この2点を諮問させていただいたところでございます。

運営委員会は現在も継続中であり、本年10月をめどに一定の答申を頂ける見込みであり、その答申を基に今後の運営方針について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、利用者にも協力いただきながらということでございますが、文化会館のクラブ生の方が活動を通じて学ばれたことを様々な場面で還元できるよう、教育委員会としましてはコーディネート機能の強化を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

文化会館費が人件費で、これがなくなったから4,000万に減ってるというのは分かるんですが、図書館費も結構、平成8年度800万円ぐらいから、今は300万円ぐらいになっている。それもお金の問題ですと言われると思うんですが、この辺のところもちょっと考えていただきたいというふうに思います。

2つ目の質問として、文化会館を活性化していくためには、開館日や図書館の開館時間の拡大等、見直す必要があるのではないかと。また、利用されている方に協力いただきながら文化会館を運営していく必要があると思いますが、どのようにお考えか。現在の文化会館を活性化していく、環境を変えていく取組として、短期的な課題解決として検討、考えていただきたいのが、これまでも議会で質問等があったと思いますが、学びの場の提供ということからも開館日を増やす必要があるのではないのでしょうか。

図書館については、開館日の課題だけではなく、開館時間ですが、やはり平日、学生や仕事帰りの方が来館できるような時間帯の開館が必要ではないのでしょうか。予算が伴うことから厳しいということではありますが、貸し館業務として開館日を増やしていくことや、曜日によって開館時間を変えるなどにより、新たな予算についても考えていくことができるのではないのでしょうか。

この点については、府内の同じような施設の開館状況も調べていただきたいと思いますが、また、講座の充実についても、新しいニーズのものではなく、日本の伝統文化と申しますか、私の場合は伝統文化と申しますと祭りなんですけども、日本の伝統文化として身につけていただきたいものや、子どもや孫の世代にも引き継いでいっていただきたいなどについて取り組んでいただければと思います。

もう1点として、新たな予算を伴わない取組として、これまで文化会館でクラブや講座

等で学んでこられた方、現在学んでおられる方、学びの担い手として生涯学習の推進に協力いただきたい、また、そういう仕組みをつくっていただければと思います。

具体的に、例えば文化会館や児童館で講座の講師として学びの裾野を広げていただければと思います。行政だけではなく、住民の方もご協力いただき、一緒になって文化会館の活性化に取り組んでいただければと思いますが、いかがお考えでしょうか、お示してください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほども申し上げましたが、開館日や開館時間の拡大につきましては、やはり人の配置の問題、そこは当然予算が必要になってくるというところがございますので、その辺りも含めまして、先ほど申し上げた文化会館運営委員会においても、そういったご意見も当然出ているところがございますので、その辺りも含めて今後また検討してまいりたいというふうに考えております。

また、利用者につきましては、先ほども申し上げたところがございますが、今現在、クラブ生の方がそれ以外の例えば児童館で講師をしていただくとか、そういった部分も踏まえて、今後、教育委員会としましてそういった部分のコーディネート機能の強化を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

活性化ということで、私もあの前を通過して、よく通るんですけども、何かいいんとしていて、文化会館、誰か何か使うてるのかなとか、何やってんのかなとかいうふうに思いますので、やはり音楽を流したり、何かやっていますよというような感じのことを何とか考えていただければいいと思うんですが、よろしくお願いたします。

それで、3つ目、文化会館のことで、その他児童館、ふれあいホールの各施設の老朽化、運営方法について質問いたします。

文化会館、その他児童館、ふれあいホールについて、中長期的な視点で検討、考えていただきたいのですが、施設の老朽化で特に文化会館の老朽化については、館の維持が困難にならぬよう、財源の確保や手法等について検討する必要があるのではないのでしょうか。検討に当たっては、現在の社会状況や住民ニーズなどから、単に施設の改修だけでなく、例えば「生涯学習センター マナビーノ忠岡」など施設のリニューアルについて、また併せて施設の運営形態等についても検討する必要があると思います。

今現在、町ではエスコ事業を検討されていますが、スポーツセンターでの指定管理や小学校に導入されている「見守る目」など、行政だけでなく、公民連携の推進という観点から広く検討いただきたいと思います。いかがお考えでしょうか、お示してください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

文化会館につきましては、築37年が経過しており、雨漏りを初め修繕が必要な箇所が数多く存在しております。また、児童館、ふれあいホールにつきましても、築20年以上が経過する中で、老朽化が著しい状況でございます。どちらも多額の経費が必要であることから、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、運営方法につきましても、指定管理や委託、その他議員ご指摘の部分も含めて、あらゆる方策について幅広く検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

かなり考えていただいて、やっていただきたいと思うんですが、抜本的にこの文化会館ということで、やっぱりこの老朽化しているということもいろいろあると思います。公民連携してやっていただきたいと思いますが、町長、一言、この文化会館について、どういふふうなお考えを持っているか、ちょっとお答え願えますか。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

お金があつたらすぐにでもやりたいんですけども、優先順位の中で、今回も出てますクリーンセンターの問題等々もありまして、1個ずつ順番に片づけていきたいと思えます。そして、文化会館につきましては、丸裸にして、しっかりとやっていかなあかんのかなというように思います。

ハード面、ソフト面に関しましても、先ほど議員仰せのとおり、住民全体が共用できているのかという問題については、どうも私自身、個人的にはちょっとクエスションのような気がします。だから、税金の投入ですね、それはかなり投入しているということもお聞きしておりますので、その辺もよく精査しながら、産官学・公民連携という言葉が今よくはやっているとおりに、そのとおりに民間の方々とか有識者の皆様方とか、いろいろ調査研究しながら、使いやすい文化会館になっていけたら幸いかなと思います。

例えば、先ほど言ってますように、外から見て静かやなというような形にも見えるし、真っすぐ住民の皆さん、あそこを歩いて歩いて、いまだに文化会館があそこにあることを分かってない人が町民の方でおるとか、上を向いたらいい建物というのは分かってるんですけども、真っすぐ向いてる人は分からないとかいうようなこともあります。玄関の様式とか、また例えば公民連携とかいうなら、極端なお話をしますと、1階のコーヒールームにスターバックスが来るとか、そういうふうな極端なことも考えながら、いろいろ調査研究しながら頑張ってもらいたいと思います。もうしばらくお時間を頂きますよう、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。何とかリニューアルできるように頑張ってもらいたいと思います。

続いての質問です。限られた行政資源を有効活用できるまちづくりについて、施政方針にもありますが、持続可能な行政運営ができているまち、限られた行政資源を有効活用できるまちづくりという観点からお聞きしたいと思います。

施政方針の中でも幾つか新規施策が示されていますが、財政状況が厳しい中、新たな取組を進めていくに当たっては、限りがあることや、また、予算がなければ事業ができないという意識を取り除くためにも、ゼロ予算事業への取組は非常に重要であると思います。

先ほどの文化会館の質問でもありましたが、ゼロ予算事業については、新しい取組ではなく、ご承知のとおり本町でも取り組まれてはおりますが、厳しい財政状況が続く中、職員一人一人の工夫、既存の技術・知識や、住民、地域団体との協働等により、多様な住民ニーズに応えていくためにも、全庁的な取組としてゼロ予算事業の推進を進めていく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか、お示してください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員仰せの通常の事業予算を用いずに、既存の設備や人材を活用して住民サービスを提供するいわゆるゼロ予算事業につきましては、これまで例えば保育所、幼稚園の園庭開放など、第6次忠岡町総合計画における実施計画の中でも挙げさせていただいているところがございます。また、新たにはインターンシップ制度の導入や、民間のボランティアによる日本語の読み書き教室の実施なども、これまでゼロ予算事業として位置づけられるのかなと考えてございます。

何より、先ほど議員申されましたとおり、人口減少で限られた資源の中、住民サービスの向上や持続可能なまちを推進するためにも、新たに予算が伴わない事業、お金を出さずに知恵を出すこと、またこれらゼロ予算事業につきまして職員が常日頃から意識を持つことが、先ほど議員も申されましたが、何よりも重要であると考えております。

その意識づけの1つとしまして、今後、職員のアイデアなどの提案制度構築についても一定模索してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

ゼロ予算というのはなかなか難しいと思いますが、一番言いたいのは、やはり意識ですね。職員の皆さん、意識を持って何とか良くしよう、良くしようと思いながら計画を練っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後の質問で、子育てしやすいまち、学校教育が充実したまちづくりについて、読書活動の推進について、忠岡町子ども読書活動推進計画が2019年度からスタートし、3年が経過し、今回、ブックスタート事業についてさらなる取組がなされると思いますが、スタートと比べて現状どのような状況であるのか、きっちりと効果を検証し、特に小・中学生に対する取組について、新たな取組の必要があるのではないのでしょうかと思われます。

まず、子育てがしやすいまち、学校教育が充実したまちづくりについてですが、これまで就学前教育、小・中学校でのICT教育、道徳、英語教育について質問させていただきましたが、子どもたちが学んでいく、成長していく土台づくりにつながっていくものとして、施政方針にも触れられていますが、読書の定着、読書活動の推進が重要であると思います。

忠岡町子ども読書活動推進計画が2019年度からスタートし、3年が経過し、今回、ブックスタート事業についてさらなる取組がなされるということですが、スタート時と比べ現状どのような状況であるのか、小学校、中学校と年齢が上がるに従って読書離れが進んでいる傾向がある中、きっちりと効果を検証し、特に小・中学生に対する取組について、新たな取組の必要はないのか。この辺りについてお考えをお示しいただけますか。よろしくをお願いします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しのブックスタート事業でございますが、保健センターにおける健診時に子ども

もの年齢に応じた絵本を3冊用意し、保護者の方に選んでいただき、ご家庭での親子の触れ合いの一助として好評を得ているところでございます。令和4年度には、さらに4歳児、5歳児まで年齢を拡充することで、就学前の全ての子どもたちが定期的に絵本に触れ合える機会を増やす予定であります。

0歳から5歳までの子どもたちに絵本を提供する本町のブックスタート事業については、全国的にも珍しいものであると思われまます。就学前の全ての子どもたちに対し絵本に触れる機会を提供することで、就学後の読書習慣の定着につながることを心から願っております。

また、本町の第1次子ども読書活動推進計画につきましては、令和5年度までの計画となっており、更新時には一定の検証を踏まえた上で、次期計画につなげてまいりたいと考えております。

しかしながら、先ほども答弁しましたが、大阪府内においての不読率というものが全国的に見てもかなり高くなっている状況であるということでございますので、その辺りを踏まえて第2次の計画にはそういった部分の取組も必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

本町の第1次計画では、子どもに対するアプローチが主なものでありました。しかしながら、子どもが絵本や本に興味を持ち、進んで読書活動に取り組んでいくためには、身近な保護者が読書にいそしむ姿を見せること、言い換えれば、保護者自身の読書習慣を家庭内で定着いただくことも大切であると考えているところでございます。ですから、第2次の計画においては、家庭内における読書の実態調査など第1次とは違った視点で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

子どもに読書、本を読ませると。私も個人的にはあまり本なんて読んだことないんですけども、今はこちらのスマホでマイクのところを押して、何々についてと言うたら、すぐパッと出てきますよね。これがいいのか悪いのか、瞬時に調べて分かるというのは、なかなか文明の文化というか、かなりいいことだと思うんですけど、やはり本を読んで、何かを感じさせてもらえるような、教育委員会も学校の先生方もやっていただきたいと思うんですよね。

本を読んだ中で、トンネルを抜けると雪国だったとか、トンネルを抜けたら雪国というのはどんどこかなど。それで、大きくなって、車を運転しながらそんなところへ出ていったら、「ああ、こういう感じなんや」という、読書というのはそんな感じに感じてほしいということを教育していただきたいと思うんですが、その辺のところをお答え願えますか。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

今、議員仰せのとおりでありまして、本をやっぱり読むことの楽しさということをもまず感じさせなければいけない。本の世界の中からもまだ見ぬいろんな世界のことであるとか、まだ見ぬいろんな時代、見られない時代も含めて、広く頭の中でいろんな世界が広がっていくと、そういうふうな場面を設けないかんということで、私も同感なところでございます。

現状、小学校におきましては、読書週間であるとか、そういうものを設けてまして、年間、読書にいそしむ時間というのを教育課程の中にはめながらやったりとか、また、先ほどスマホでの検索の話がありましたけども、学校図書館の中で授業をしながら、いろんな検索、本という活字で検索する習慣をつけるということで、図書館利用の推進とかもやっております。

いろいろとご提言いただきましたので、より本当に本好きの子どもができていくような何か工夫を学校現場とも共々考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

教育委員会も学校の先生も、そういう意識を持って、偉そうに言うわけじゃないんですけど、その意識というのは大事だと思いますんで、その辺のところ、よろしくお願したいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

無所属の会、松井です。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、さきの12月議会で一般質問させていただきました視覚に障がいをお持ちの皆さんへの広報朗読CDの件ですが、「ありがとう」というお言葉を頂きました。ご尽力くださいました保険課の皆さん、そして広報課の皆さん、社会福祉協議会の皆さんへお伝えいたします。ありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移ります。今回も広報から質問をさせていただきます。

自治体における広報活動は、行政と住民をつなぐ大切なツールであり、行政と住民の間に信頼関係をもたらすものと考えております。近頃の広報ただおかをよく見てみますと、大切な情報が前面に出ており、以前より少し読みやすくなったような気がします。

そこで、質問をさせていただきます。広報課においては、どのようなところに気をつけて改善をなさっておりますでしょうか。また、広報ただおかの発行部数は何部でしょうか。併せて答弁をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

まず最初に、声の広報のことで激励といいますか、お励ましの言葉を頂き、ありがとうございます。関係されているボランティアの方にとりましても大変励みになるのかなと思いますので、伝えさせていただきたく思います。

さて、議員がお示しの3月の広報のとおり、これまで掲載スペースの都合で省略しておりました説明につきましては、ページを別にしまして関連ページの導入を分かりやすく表記するなど工夫をさせていただきました。また、15年ぶりに2月号から表紙を一新しまして、より親しみやすい状態とさせていただきました。

また、写真で見るページということで、町の歴史を初め著名人などの特集について掲載し、忠岡町についてより身近に、また親しみを感じていただけるような、そういう紙面づくりに取り組んでいるところでございます。

今後も様々なページにつきまして、より読みやすく親しみのある紙面づくりに努めてまいります。

また、発行部数でございますが、これは印刷部数を含めまして約7,200ということでございます。また、広報紙につきましては、現在、各公共施設のほうにも配置させていただいているところでございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。一見では気づきませんでした。いろいろ考えていただいているんやなと感じました。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

一方ですね、発行部数につきましては、今お聞きしたところ7, 200ということでした。世帯数に比べて少し少ないような気がします。現在、ご自宅に届いていない方はもちろん、忠岡町にお仕事に来ている方や忠岡町でお住まいを探されている方、こういった方にも見ていただきたいと思っておりますので、できましたら駅やコンビニ、その辺いろんなところがあるんやと思ひますが、幅広く広報ただおかを置いていただくようにはできませんでしょうか。現在の取組の状況を教えてください。お願ひいたします。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

広報紙の配置、配布につきましては、これまで議会からもいろいろとご質問いただきましたところでございます。現在、広報紙については、先ほど申しましたとおり、各公共施設のほうには配置させていただいております。また、現在のところ、町内の大型商業施設2か所につきましてはご協力いただきまして、配置させていただいております。このようにして、より多くの皆様にお手に取っていただけるよう努力しているところでございます。

今後につきましても、先ほど議員申されましたとおり、忠岡駅等、部数に限りのある中ではございますが、配置場所拡大につきまして検討を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくご理解のほどお願ひ申し上げます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。駅やコンビニで広報を見かける日を楽しみにしております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

最近、町内です。スプレー落書きの被害が多発しております。地下道なんかはひどいもので、地下道や駅、電信棒、ガレージやシャッター、民家の壁までも被害を受けております。落書きは犯罪であります。しかし、放っておきますと、被害が拡大して町の治安にも影響してまいります。

そこで、質問をさせていただきます。自治体としましても、啓発や犯罪から町を守る施

策が必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか、ご答弁お願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

落書き被害につきましては、最近、発生件数が増加していると聞いており、落書きは人に不快感を与え、町の美観を損なう許しがたい犯罪行為と認識しております。町では、犯罪防止の観点から、これまでに各自治振興協議会にご協力を頂き、防犯カメラの設置を進めるなど犯罪発生抑止に努めてきたところですが、町内の施設で落書きが発生する場所については、付近に啓発看板の設置を検討するとともに、落書きは犯罪である旨を町のホームページにおいても訴え、また地域住民が落書きを見かけた場合には、すぐに警察へ通報するよう呼びかけるなど、落書き発生を未然に防ぐ啓発を図ってまいりたいと考えております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ぜひお願いいたします。すぐにしていただきたいと思います。

次に、もう1つ質問させていただきますが、次にですね、被害に遭ってしまった住民の方に対しまして、この落書きの除去というのはすごく民間なんかの場合には高額になるんですけれども、落書き除去の費用負担の補助を検討いただきたいと思っております。警察に伺いましたところ、昨今は、検挙数というのは防犯カメラの設置なんかによりましてすごく上がっているんだということでありました。しかし、これが賠償ということになりましたら、やっぱりほとんどのケースで行われてなさそうやという見解でありました。私、損害保険会社に電話をしまして、自宅にスプレー落書きされた場合、火災保険の対象になるんかというふうに聞きましたところ、スプレー落書きは火災保険の対象外やということでありました。

これ、でも被害に遭われた方が、お金をかけて消しても、またされるわと、消しても一緒やと諦めてしまわんうちに消していただかんといかんと思います。ですので、何とかお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

民家等への落書き行為について、加害者及び被害者が判明している場合は当事者間で協議となりますが、加害者側に支払い能力がない場合、また加害者を特定できない場合の落書き除去費用は被害者側の負担となってしまうことを受け、今回、落書き除去にかかる費用の補助についてご質問を頂いていると認識しております。

高額な費用負担も認識しているところではございますが、財政的な面からも町が負担するという事は非常に難しいものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

そうですか、残念です。財政が厳しいことは承知をしておりますが、被害に遭われた方がですね、落書きを消さないと、被害というのはどんどん横の地域に広がっていくばかりで、落書きの対策というのは、された方には申し訳ないですけれども、消すことから始まるもんやと思います。

また、このスプレー落書きというのは、ほかの犯罪者に、ここは人の目が届かん場所やというサインになってしまいます。また、新たな犯罪、さらなる犯罪につながる可能性がありますので、どうかまた検討はしていただきたいと思います。これ、防犯という面では忠岡町の大事な仕事の1つだと考えております。いかにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

落書きが発生した際、除去に時間がかかると、次々に落書き被害が発生することも懸念されるため、速やかな除去が重要だと考えております。先ほどもご答弁させていただきましたが、落書きがされないような環境づくりに向け、落書きは犯罪である旨を町のホームページにも訴えてまいりたいと思います。また、地域住民が落書きを見かけた場合には、すぐに警察へ通報するよう呼びかけるなど、落書き発生を未然に防ぐ啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

公室長、ありがとうございます。落書きのない町に向けまして取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。昨年3月議会でも質問をさせていただきました本町の人口減少について伺いたいと思います。

昨年は、直近10年間の人口減少数を基に、空き家対策などについて質問をし、ご検討を頂きました。しかし、令和3年、この1年間も人口減少に歯止めがかからず、人口減少率はむしろ増加してしまいました。政府も昨年6月、空き家対策特別措置法を改正いたしました。

そこで、質問をさせていただきます。忠岡町も人口減少対策、空き家対策について取り組んでいただいたと思いますが、この1年間の忠岡町の取組についてお聞かせください。

また、総務省で発表されております本町における空き家軒数は何軒でしょうか、併せてご答弁よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

すみません、まず私のほうから軒数についてお答えさせていただきたいと思います。

総務省の住宅土地統計調査は5年に一度の調査であり、最近のデータでは平成30年時点で340戸となっております。また、これに賃貸住宅の空室や売りに出されている住宅の一時的な空き家数を含めると、1,240戸となり、総戸数が7,750戸に占める割合は約16%となっております。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

私のほうからは、人口減少という点でお話しさせていただきたいと思います。

町では、人口減少に歯止めをかけるため、また、日本一小さなまち忠岡の特色を生かした持続可能なまちづくりを進めるため、これまでの計画はもちろんですが、第6次忠岡町総合計画に基づき様々な施策を進めてきたところです。

例えば、子育て施策を例にいたしますと、先ほど来あります東忠岡地区の認定こども園や子育て支援センターなどの整備、学力の基礎、基本の確実な定着を図るためのあすなる未来塾の開設、町内就学前施設に在園している3歳から5歳の子どもたちへの給食費無償化などを実施してまいりました。

新年度につきましても、10月から子ども医療費助成対象の15歳から18歳への拡大を初め、出生したお子さんへ積み木をお祝いする事業や、先ほど来ありましたブックスタート事業の4歳児、5歳児への拡大、また、スポーツに真摯に取り組む児童及び学生、ア

マチュアの方々を激励するため、スポーツ振興奨励金制度の創設などの施策を展開してまいったところでございます。

いずれにしましても、魅力あるまちづくりを通じて、より多くの方に忠岡町に住んでいただき、持続可能な活力あるまちづくり推進のため、施策の展開を図ってまいったところでございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。まずは、空き家のほうなんですけど、1, 240、16%、多いなあという印象です。といいますのは、大阪市内とか東京の23区、この辺なんかでも20%行ってません。あれだけビルがあって、町が大きいところでも20%行ってませんから、忠岡の16%というのは、ある意味都会なのかなというところもありますけれども、やっぱりちょっと多いかなというので、びっくりいたしました。

それと、人口減少対策についてご答弁いただきましたんですけども、確かにご答弁いただきました子育て施策、これも人口減少を食い止める1つの有効な手段であります。しかし、私が考えますのは、それは本町に既に住んでいらっしゃる住民の方々の流出を抑える施策やと思っております。一方、空き家対策、私ちょっとお話しさせていただいてる空き家対策は、他市から忠岡町へ来ていただくための準備、住宅の循環を生む施策やと考えております。

ご存じのとおり、忠岡町、本町はですね、町の面積が小さく、大きい宅地開発などが見込まれる土地もないことから、やはり空き家対策をしっかりと行って、人口の流入を促す、これが必要ではないかと考えております。

昨年も同じお話をさせていただきましたんですけども、今、持ち主が空き家を取り壊して、そのときの固定資産税ですね、この辺の税率の一定期間の据え置きなどを検討していただいて、忠岡町独自の手段で、これ、周りに合わせてたら取られる一方ですので、忠岡町独自の手段で人口減少を食い止める第一歩の年にしていかないかんと違うかなと考えておりますが、ご答弁できましたらよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

人口減少につながる空き家対策につきましては、これまで確かに町としての具体的な取組というのはなされておりました。ただ、今後につきましては、民有地ということで大変厳しい面もございますが、広うございますので、関連部局とも協議を進める中で、

一定できること、できないことも含めまして、なかなか先行自治体の例はございませんが、各自治体のことも研究しながら進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。ただ、このまま放っておきますと、第6次総合計画の人口推計よりはるかに早く人口減少がもう進んでしまっております。忠岡町の未来を考えますと、今から行動しないとちょっと間に合わんなという感じになってしまっておりますので、急いで関係各所、相談をしていただいて、未来のために何とか忠岡町をつないでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これにて質問を終えます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（「午前11時46分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

大阪維新の会の前川でございます。3月議会では、令和4年度の施政方針が示されるということで、その中から質問させていただきます。本日のトップバッターで、同じ維新の所属であります今奈良議員も施政方針の中から質問させていただきましたが、別の項目について私からは質問させていただきます。

1点目、自治振興協議会との連携についてであります。

住民が主体となるまちづくりのため、自治振興協議会との連携を図るとの方針が示されております。自治振興協議会との連携ということについては、私もその重要性について重々に承知しておりますし、促進すべきことでもあります。子どもの育成、防災、防犯、美化活動、その他様々な行事、だんじりとか盆踊りとかですね、どれも自治振興協議会が果たす役割は大きく、非常に大事な地域コミュニティであります。

しかし、その振興協議会を組織する自治会や子ども会への加入する方が減っているということが、忠岡だけではなくて全国的な問題となっております。自治振興協議会との連携を行うのであれば、まずはその基礎グループともいべき自治会や子ども会への加入促進活動の助成を行う必要があると考えますが、町としての、役場としての自治会の存在の重みについてどういうふうにお考えになっているのか、お聞かせください。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されましたように、自治振興協議会でございますが、町と連携しながらまちづくりを進めていくという点で重要な組織となっております。改めまして、自治振興協議会は、各地区内の自治会、中には子ども会、婦人会、青年団などを統括する組織でありまして、会長は自治会長が着任しているということになってございます。町からは、活動の補助金としまして一定交付させていただいているところです。

活動内容は、先ほど議員が申されましたとおりでございますが、地域内の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていただくための活動を初め、町とは町民体育大会などの各種イベントやスポーツ振興行事、美化運動や防災等で連携させていただいているところでございます。

なお、先ほどございました加入の減少ということで、どのような対策をしているかということでございますが、加入の促進につきましては、これまで自治会の魅力を発信するための事業やイベント活動に補助を行ってきたところです。また、加入促進のチラシを作成いたしまして、住民課で転入する世帯の方に配布させていただいているところです。併せまして、泉州宅建協会という宅建の協会、統括をしているところですが、にもチラシを送付し、不動産会社を通じて転入世帯やマンションのオーナーさんにも加入案内のご協力を頂いているところでございます。

あと、シビックセンター以外の公共施設、実は配布してございませんので、今後、町内のシビックセンター以外の公共施設にも配置し、一層の促進を図ってまいりたいと考えております。

あと、これはまた別なんですけども、自治振興協議会の補助につきましては、各地区の会館の修繕等につきましても、予算の範囲内ではございますが、ある程度順番を決めさせ

ていただきまして、引き続き補助をしてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

加入を促すチラシの設置場所を増やすと、増やしていただけるというご答弁でした。加えて、宅建協会にも既にご協力を頂いておるところですが、定期的に念押しの確認もしていただきたいというふうに思いますし、最後、会館の補修ということについても触れていただきましたけども、これも予算の限りはあるんですけどもね、地元の意を酌んで反映していただきたいなというふうに思います。

町内では、これ、忠岡だけの問題ではないんですけども、町内では自治会員数の減少から、自治会どうなるのかなあというようなところも、今そういうのが問題になってるところもあるというふうに聞いておりますので、役場として自治会の重み、ありがたさについて改めて再認識していただきたいなという思いから、まず冒頭に質問させていただいた次第です。

次に移ります。2点目の防災についてなんですけども、ちょっとこれ飛ばさせていただきます。広域連携というところについて質問させていただきたいと思います。

広域連携の推進についてです。施政方針では3行だけでしたので、改めて町長より議会の場でお聞かせいただきたいということで通告をいたしました。どういうふうに進めていくのか、町長、お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

広域連携については、持続可能なまちづくりを目指して、これまで国保、水道の広域参加や、消防指令業務共同運用などの取組を行ってきたところでございます。町といたしましても、今後様々な分野で財政負担が軽減でき、より住民サービスの向上を図れるものについては検討してまいりたいと考えているところでございます。ご理解お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

その町長の答弁を受けてですね、次、4点目に、次の点に移るわけなんですけども、大阪府市町村局について質問させていただきたいと思います。

新年度より府庁に市町村局が設置され、より一層府内の市町村との連携を密にしていくということでございます。少子・高齢化が加速していくに当たり、市町村が担う基礎自治

機能を将来にわたっていかに維持していくかが大きな課題となっております。これも忠岡だけではなくて全国的に言える話なんですけども、忠岡町として基礎自治機能をこれからどう果たしていくのかということについて、府庁時代に市町村課におられて、都市制度にも携わっておられました井上副町長にお聞かせいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

井上副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

今後の人口減少、それから超少子・高齢化社会という中で、本町が基礎自治体としての機能を維持していくためには、町単独での事業運営を目指しながらも、先ほどの町長の答弁にもございましたように、広域連携による運営を初め公民連携での運営についてもこれまで以上に検討、活用が必要であると考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

やはり広域というご答弁でございました。そして、公民連携というワードが出てきましたけども、これについては後ほどお尋ねしたいと思います。

次に、府議会において市町村局に関連する質疑にて、理事者の方より昨年度から専門チームが市町村に関与してきたという答弁がありました。どのような関わり、府庁と忠岡町ですね、どのような関わりがここ数年あったのか、お聞かせいただけませんか。これも副町長にお願いします。

議長（和田 善臣議員）

副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

府の市町村課としては、これまでも様々な場面で府内市町村と関わりを持ってきたというふうに認識はしております。最近の動きとしましては、平成29年度から市町村とともに基礎自治機能の維持充実に関する研究、これを行いまして、人口減少や高齢化がもたらす将来課題と、その対応策となり得るさらなる行財政改革、広域連携、合併などについて検討を深めているところでございます。

その成果を踏まえながら、昨年度から設置した市町村支援の専門チームが中心となりまして、財政状況の厳しい市町村とともに中長期財政シミュレーションを作成し、それを踏まえて今後の対応策等について市町村長や議会と意見交換を行うなど、これまで以上に市町村に関与する形で個別具体的な取組を行っているところでございます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。今、答弁でもございました中長期財政シミュレーションですか、これについては私どもも昨年、拝見しております。その後、大阪府がこれを公表するかどうかということについては、公表しないでほしいという、ちょっと残念な議会の議決となってしまったわけなんですけども、今後の財政の見通しを柱として関わってきた場面が今まで様々なところであったかというふうに思います。

特に町村における財政状況は大変厳しい見通しであり、昨年4月には大阪最南端の岬町、そして来月からは豊能と能勢も新たに過疎地域に指定されるなど、大阪においても人口減少、少子・高齢化が進む中、今までの手法だけでは対応することが極めて難しいものと考えております。

そこで、引き続き市町村局設置における府議会での吉村知事の答弁として、さらなる行財政改革や広域連携など団体や地域に応じた具体的な提案を行うとともに、その実現に向けて市町村間の協議の場に参画していくというご答弁がありました。これを受けて、忠岡町としての考えはどんなものなんでしょうか。これも副町長にお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

この4月から市町村局が設置されるということで、人口減少、超高齢化社会の中でも、市町村が持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、府内の基礎自治機能が充実強化されるような取組が進められるものと認識しております。

本町としましては、先ほど知事の答弁をお示しいただいたように、さらなる行財政改革や広域連携など個別団体や地域に応じた具体的な提案がなされまして、またその実現に向けた市町村間の協議の場などに府として積極的に参画されることを期待しているところでございます。

ただ、本町におきましても、府に全てを委ねるといった受け身の姿勢ではなく、本町に必要と思われる取組につきましても、府に対して積極的な働きかけを行う必要があると考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今、最後のほうにおっしゃっていただいた受け身の姿勢にはならないという心強いご答弁を頂きました。どう動くのかというのは、これから私も見せていただきたいというふうに思っております。

続きまして、次の質問項目に移りたいと思います。先進的な行政手法、幅広い視野の形成についてということで質問をさせていただきます。

様々な行政課題に対応していくためには、企業、大学等といった民間事業者のノウハウ

や活力を活用することが有効な手段となってきます。また、民間事業者にとっても、連携することで企業価値が高まる、行政と民間のウイン・ウインの関係で、住民さんが行政サービスを受けることができ、結果として三方よしとなるところが、公民連携の魅力的な部分であります。午前中の河瀬議員も公民連携というお話があったかと思うんですけども、そこで今までどのような公民連携がなされてきたのか、お答えいただけませんか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

公民連携という点でございます。これも先進的な行政運営の1つとして挙げられておりますが、例えば町では、令和3年に日本郵便株式会社との包括連携において、安全・安心な暮らしや子どもの育成などについて協定を締結したところでございます。

そのほか、例としまして、教育関係ですが、これまで町の英語教育推進事業としてECCと連携し、小・中学生等を対象に英語をツールとして様々な取組を進めてまいりました。また、広域財団法人全国学習塾協会とは「あすなろ未来塾」を実施しているところで

す。今後も様々な機会を通じまして、民間の活力やノウハウを生かした施策を推進してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

次長からの答弁で、民間事業者との連携は幾つか既になされてきていると。そして、これからも推進していくということでもございました。

そこで、次の質問なんですけども、学との連携。産官学という言葉がありますけども、その中でも学との連携について取り組むべきではなかろうかというふうに考えております。

ちょうど1週間前に、先週の水曜日にですね、羽衣国際大学にて町長自ら教壇に立ち、公務員を目指す学生さんに、地方行政の理想と現実についてということで講義をされました。90分ですね、講義をされました。私もオブザーブさせていただきましたが、ほんとにいつながりが生まれつつあるかなというふうに思っております。

これまで町役場と大学とのつながりというのは、今まで全くなかったんじゃないかなというふうにも思っておりますし、このつながりは大事にしていっていただきたいなというふうにも思うわけです。

泉州圏に位置する高等教育機関と自治体とが連携して住民サービスを展開していく意義、非常に大きいと思いますが、この学との連携について町長のお考えはいかがでしょう

か。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

ただいまご質問にありました大学に行きまして、3月2日にですね、官学の連携に向けた取組として羽衣国際大学におきまして、忠岡町のまちづくりについて講演をさせていただきました。併せて、町職員も1名、公務員について授業の1コマを頂いたところでございます。予想以上に反響がありまして、たくさんの質問を頂きました。今後も大学や高校などと様々な機会を通じて連携を深め、町の活性化に資してまいりたいという考えでおります。

午前の質問にもございましたように、今奈良議員などなどからありましたように、例えば今回の認定こども園の食育の問題等々もございます。オーガニック云々とかいう問題もありますけれども、そういうところもゼロ予算ベースというような形で、大学と協議して、また学生さんの柔軟な頭でいろいろな発信をしていただきまして、忠岡町の優位ある方法に学生さんの力を借りたいと、そういうことで、去年も夏にありましたインターンシップを通じながら、今後ますます深めてまいりたいと、かように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

午前中に出た質問も絡めながらご答弁いただいて、しかも非常に前向きなご答弁だと感じましたので、ありがとうございます。期待しております。

大学や高校などもということで、町内には高校がありませんので、小・中学生と高校生が教育の場面で触れ合える機会を創出していくことも非常に意義が大きいかと考えてますので、高校、大学ですね、教育機関との、学との連携をぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問、町長から先ほどもありましたけども、学生のインターンシップ制度について質問させていただきます。これは、令和2年に実施をすべきと提案をして、町長の下で具現化していただきました取組ですが、来年度の施政方針でも取り上げていただいたことは大変ありがたく思っております。

そこでなんですけども、施政方針には、参加学生さんから大きな反響があり、職員さんの意識も向上したということですが、実施したことによる職員さんへの効果と、そして来年度ですね、昨年は初めてのことなので手探りであったかというふうに思うんですけども、職員さんにとっていい効果が見られたということであれば、来年度はバージョンアップしたインターンシップを求めたいところですが、その効果と、そして次年度、どうい

ふうにしていくかということをご答弁いただけませんか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

町長の公約でもありますインターンシップにつきましては、本年度より開始いたしましたが、関西圏の大学で閲覧のできるサイトに情報をアップし、5大学、6名の応募がございました。実施につきましては、2回に分けて、それぞれ5日間、業務を体験していただきました。学生さんにとっていい体験であるのは間違いないのですが、学生をインターンシップで受け入れた部署においても、ただ体験していただくのではなく、理解し、やりがいを感じていただくよう調査や工夫をしており、職員にとっても所管事務を別の角度で見るといい経験となったと感じているところでございます。初年度ということもあり、今年度については参加した学生と一緒に上げた感覚があるほどです。

また、本来私たちが期待する学生に本町の採用試験を受験いただくという目的については、参加した学生ほぼ全員から、忠岡で採用試験があれば受験したいとの声を頂いたところです。

来年度につきましても、インターンシップにつきましては、忠岡町役場という職場が学生にとって人気の就職先となるよう検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。昨年はほんとに初めてのことでしたので、ちょっと5大学、6名の応募というのは少ない気はするんですけども、初めてなので手探りということで、次に向けてはもうちょっと幅広く応募をかけて、手を挙げていただくというような取組にしていっていただきたいなというふうに思っております。

続いての質問に参りたいと思います。副町長の役割についてということで質問をさせていただきます。

こちら、令和2年における議会にて副町長設置について質問させていただき、杉原町長の下で具現化したわけでありまして。施政方針の中では、町長を補佐し、町政運営の発展にご尽力を頂いているということですが、具体的にどのような部分で役割を果たしているのか、お聞かせいただきたいと思います。町長ですね。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

副町長の役割ということでございますが、本当に多岐にわたります。基本的には私の補佐をしていただいているわけでございますが、副町長には大阪府職員として経験を基に職員を指導していただいていますので、職員も決裁に限らず、様々なことで相談をしております。何より今までと違うのは、最終決断をする私の前に経験豊富な副町長に相談ができること。職員だけでは気づかなかった点を発見していただきまして、より良い進め方などを指導してくれております。職員のメンタル面で大きな力となっているようでございます。

一例ですが、人材育成の観点では、幹部職員にはいろいろ施策の検討段階において、違った視点や大阪府で培われた経験に基づく施策の可能性等を示していただき、幹部職員の考える力の育成を、また決裁の際には担当している職員に説明を求め、担当者の責任感と説明する力を育成していただいているところでございます。これらを継続することにより、忠岡町の役場が組織として強化されることと信じております。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

府庁時代の経験や人脈との連絡調整において力を発揮されているということでございました。改めて先ほどの私の質問で、市町村局との今後の関係についてもそうなんですけども、副町長には引き続き、府とのパイプや府庁時代の人脈をフルに活用したご活躍をお願いしたいです。

次に、副町長に関する施政方針にて、各種補助金の面において補佐をしていただいているという記載がありますが、こちらについても、これまで補助金について気になる部分がありまして、その点について質問をさせていただきます。

ふだん様々な各種補助金、助成制度について、大阪府から、あるいは国から膨大な連絡メールが届いているかと思えます。つい見落としがちになってしまう可能性もあるわけなんですけども、それらをいかに防ぐか。そして、これも受け身ではなく、役場から積極的に町民や町内団体へ、こんな補助金使えますよと、ありますよというような情報提供をしていくか、この部分について副町長には取り組んでいただきたいところですが、いかがでしょうか、井上副町長、お願いします。

議長（和田 善臣議員）

副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

各種補助金等の申請や紹介、こういったものにつきましては、その案内が各所管課に届いております。日々、大量のメールが届いている状態であるとはいいいましても、ご指摘のような見落としがあってははいけませんので、そのようなことがないように注意喚起をしてま

います。

また、事業実施やそれに係る補助申請の主体が、町だけではなく各種団体自らが主体となり得るものもございます。そのような事業の案内があった際には、関係する各種団体にも、町だけでとどめておくのではなく、そういった各種団体にも情報提供してまいると、こういったところを徹底してまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。役場のほうから情報提供していくというところについては、本当に求めたいところであります。前向きなご答弁を頂いたということは大変心強く思いますし、町長を支えて忠岡町を前に進めていっていただきたい。副町長にはそのようお願い申し上げます。

少し時間が余りましたので、飛ばしました2番目の質問をさせていただきたいなと思います。

防災施策についてということで通告をさせていただきました。まずは、防災・防犯を所管する危機管理課が発足して1年となるわけですけれども、小倉課長を筆頭に小さな世帯でご尽力いただいているかと思いますが、この1年間でどのような効果が見られたか、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害対応を担う独立した課として危機管理課を創設し、1年が経過しようとしております。この1年の間には、台風の上陸や大規模災害が発生することはありませんでしたが、災害発生を想定した各種計画やマニュアルの整備、また職員の初動対応を確認する訓練の実施などを通じて今後の課題を見出すなど一定の成果があったと認識しております。

引き続き、危機管理課には住民の生命、身体、及び財産の保護はもちろん、被害の最小化を目指した天災対策、地域と一体となった訓練の実施や地域支援、的確な災害対応に向けた各種計画やマニュアルの作成などを指示しているところであり、住民の安全・安心の確保に向け、業務を遂行してまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

幸いにも昨年1年間は、町内では大きな災害がなかったという1年でありましたので、

これからに備えるということに注力できたというふうに思います。ほかの自治体でも防災専門部局というものはあるんですけども、本町では防災に加えて防犯までカバーしているわけで、共に生命、財産を守るという点では同じですけども、施策が多岐にわたって、少ない課員でご対応していただいているところかと思えます。

そこで、最後の質問なんですが、本町と、とある民間団体とですね、防災協定を締結することについて、以前お問い合わせさせていただきました。その際に、今現在本町が締結しているほとんどの防災協定は、相手側からの申出により、これもありがたいことなんですけども、相手側からの申出により締結したものであることが分かりました。そこで感じたのは、逆にこちらから本町のニーズに即した協定を締結しようと持ちかけることはできないか。そして、今既に結んでいる協定を、もっと効果的なものにするにはどうしたらいいのかと考えたときに、やはり行き着く先はマンパワーになるのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

危機管理課では、正職員3名と再任用職員1名の合計4名が従事しております。限られた人員の中では、業務量も検討しながら全庁的に人員の配置を考える必要がございますので、その部分も検討しながら、今後も適切な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

今年度は、事前防災行動計画、いわゆるタイムラインを策定し、今年1月に風水害を想定した職員への訓練を実施いたしました。災害時は危機管理課が中心となり対応してまいりますが、職員の役割分担を明確にした訓練を重ねることで、一人一人が自分の役割を認識し、迅速に対応できるよう体制づくりを図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。ほんとに命を守ることに直結する分野でありますので、危機管理課の在り方については特に検討していただきたいと思えますし、また危機管理に長年携わった方、こちらを登用するというについてもぜひ検討していただきたいということをお願いしまして、終わります。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

忠岡町では、オミクロン株の感染拡大により、昨日までに1,169名の方が新型コロナウイルスに感染されました。大阪府でもまん延防止等重点措置がさらに21日までに延長になりました。感染のピークは過ぎたと言われてはいますが、まだまだ油断ができない状況だと思います。3回目のワクチン接種も進んでいますが、町民の皆様もこれからも油断することなく感染予防に気をつけていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、北京ではパラリンピックが開催されていますが、一方ではロシアがウクライナを攻撃するという暴挙が起こっています。本当に平穏で平和な世界を祈っております。

带状疱疹ワクチンについて質問させていただきます。

誰もが幸せに暮らすために健康であることはとても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題であります。ただ、長生きをするだけでなく、生涯を通して元気で充実した生活を送れるようにと、このコロナ禍で多くの方が願われているのではないのでしょうか。

带状疱疹は、多くの方が子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。水ぼうそうは、一度かかり、治った後も、実はウイルスは体の中の神経節に潜伏していて、加齢による免疫力の低下や過労、ストレスが引き金となってウイルスが再び活性化して発症することがあり、それが带状疱疹と呼ばれるものです。

带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜っていて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われています。

発症すると、体の左右どちらか一方に、最初はピリピリ、チクチクと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい場合があります。そして、赤い斑点と小さな水ぶくれが神経に沿って带状に現れることから、带状疱疹と名付けられました。神経の損傷によってその後も痛みが続くことが多くあり、3か月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛（PHN）と呼びます。PHNは、焼けるような、締めつけるような持続性の痛みや、ズキンズキンとする痛みが特徴です。

带状疱疹を発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になり、三、四週間ほどで皮膚症状が収まっても、50歳以上の方の2割に神経の損傷による痛みが続くPHNになる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。また、带状疱疹が現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、めまいなどの重い後遺症が生じることもありま

す。

带状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により2016年3月に50歳以上の者に対する带状疱疹予防として効能効果が追記されました。带状疱疹ワクチンは現在、2つの製品、シングリックス、ビケンがあります。2020年に使用開始となった不活化ワクチン、シングリックスは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れています。

带状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。带状疱疹ワクチンについて、町としてどのようにお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活や行動の制限が、ストレスや運動不足につながり、これまで以上に带状疱疹の罹患者が増加することが懸念される場所でもあります。带状疱疹ワクチン接種を行うことにより病気に対しての免疫力が高められ、症状や重症化を抑えることができることから、予防接種の意義は大きいと認識している場所です。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

带状疱疹ワクチンというのは、もうご存じと思うんですけども、またそのワクチンの助成についてお聞きいたします。先ほども申し上げましたが、带状疱疹の発症率は50歳を境に急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。高齢化が進む中、シニア世代の方々がお元気に活躍されることはとても大切なことであり、また、高齢になってから強い痛みはとても苦痛だと思います。しかし、带状疱疹ワクチンの接種費用は生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンは1回2万2,000円程度と高額で、しかも2回接種しなければなりません。

忠岡町の町民の健康を守るという観点から、带状疱疹ワクチン接種の助成をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

带状疱疹ワクチンは一定の効果はあるものの、接種後に注射部位の腫れや痛み、全身の

倦怠感などの副反応が出る場合もあるとされており、現在は予防接種法に基づく国が接種を勧奨している定期接種とは異なる任意接種となっております。

国におきましては、任意接種のワクチンのうち優先度の高いものについて順次定期接種化を行っており、自治体の予防接種における財政的負担は増加しております。今後も増えていく予防接種を公費で負担し、推奨していくためには、予防接種法に基づき実施すべき定期接種に位置づけられるかどうか、国の動向を注視し、対応してまいります。

当然、実施すべき定期予防接種に位置づけられた場合におきましては、公費負担が必要であると考えておりますが、現段階におきましては接種費用の助成については難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

带状疱疹ワクチンを接種したいと思っても、あまりにも高額なのでワクチン接種をちゅうちょしてしまいます。ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、子宮頸がんについて質問させていただきます。子宮頸がんは、子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、今も年間1万人が罹患し、約3,000人が死亡しており、患者数、死亡数とも増加しています。

子宮頸がんのほとんどは、ヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスの感染が原因であることが分かっています。このウイルスは、性的接触により子宮頸部に感染します。HPVワクチンにより子宮頸がんの60%から70%を予防できると考えられています。WHOは、その有効性と安全性を確認し、性交渉を経験する前の10代前半に接種することが推奨されています。

子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐ予防ワクチンは、その有効性や副反応に関する検証が行われた後に、2010年度から公費助成が始まり、2013年4月から定期接種となり、小学6年生から高校1年生の女子は、接種を希望すれば無料で接種が可能となっております。

一方、2013年6月から国は積極的勧奨を控えるとしたため、多くの自治体から対象者への通知がほぼ行われなくなり、対象年齢の女子やその親がHPVワクチン接種の適切な情報を得ることすらも難しくなっていました。

その結果、公費助成の対象だった1994年から1999年度に生まれた女子のHPVワクチン接種率が約70%であったのに対し、2002年度以降に生まれた女子では1%未満という非常に低い接種率に低下。2013年から現在までの空白の8年によって、その世代の子どもたちが本来予防できたはずの子宮頸がんにかかるリスクが上昇してしまうのです。

これまでの子宮頸がんHPVワクチン接種の忠岡町としての対応は、どのようにされて
いましたでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種について、国の方針により接種後の副反応の発生頻
度等がより明らかになるまでの間として、平成25年6月14日から定期接種の積極的勧
奨を控えてきましたが、令和3年11月15日、第26回厚生科学審議会予防接種ワクチ
ン分科会において、これまでの子宮頸がん予防ワクチン接種状況や、積極的勧奨の差し控
えにより接種機会を逃した方への対応が審議され、引き続き子宮頸がん予防ワクチンの安
全性の評価を行っていくことや、子宮頸がん予防ワクチンについての情報提供を充実させ
ていくことなど、今後の対応の方向性を踏まえ、積極的勧奨の差し控え状態を終了し、令
和4年4月より接種対象者に対する個別の接種勧奨を順次実施していくこととなっております。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

現在に至るまで産婦人科学会や小児科学会などの専門家、国会議員連盟や医療者有志の
団体からの要望や、接種機会を逃した市民らの署名などによって、HPVワクチンの積極
的勧奨の再開を求める動きが非常に大きくなり、厚生労働省の専門部会は、先ほども部長
おっしゃったように、2021年11月15日、積極的勧奨を再開する方針を承認しまし
た。

厚生労働省からHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、忠岡町もホームページでもお
知らせされていますが、個別通知もされているのでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今後ですね、4月からになりましたら、個別的に通知はさせていただく予定としており
ます。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

大阪大学の研究チームが発表した積極的勧奨の差し控えによる影響に関する推計による
と、2000年から2003年度生まれの女子のほとんどが接種しないまま、定期接種対
象年齢を超えており、これらの世代がそのまま接種しなければ、子宮頸がんの罹患者は約

1万7,000人、死亡者は約4,000人増加するという可能性が示唆されております。

以前は、発症のピークが40歳から50歳代でしたが、近年は20歳から30歳代の女性にも増加しています。子育て世代の母親が家族を残して亡くなるケースが多いことから、マザーキラーとも呼ばれる子宮頸がんは、原因の95%以上がヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によるものです。

本来なら定期接種の対象期間内に必要な情報を得て接種について判断すべきであったところを、その情報を得られず、接種の機会を失った方たちには、改めて接種を受ける機会を提供されるべきだと思います。キャッチアップ接種対象者の対応や情報提供等はどのようにされていかれますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間の定期接種者の対象であった9学年全てをキャッチアップ接種の対象とすることとしてはどうかという意見もございまして、その方針が決まり次第、周知を行ってまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

子宮頸がんワクチン接種により、60%から70%は予防できるがんです。大切な命が救われる可能性があります。接種を希望する方が希望どおり接種できるような体制づくりと、公費助成接種対象者への啓発とともに、接種勧奨が差し控えられていた期間の方たちにも啓発をしていただき、国の助成があるなしにかかわらず、町として助成接種をよろしくお願いいたします。

続いて、高齢者支援について質問させていただきます。

忠岡町では、高齢者の方への生活支援として月2回のお買物の送迎支援をしていただいています。ご利用されていらっしゃる方はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

社会福祉協議会が行っております買物支援につきましては、登録者が15名ありまし

て、利用者は1回当たり2名から3名の状況でございます。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

私も何度かご相談いただき、担当課にも要望はしましたが、福祉バスがあるので、そちらを利用して下さいということで、お買物の支援はしていただいているんですが、高齢者の方が病院に行ったりとか、また美容院に行ったり、またご友人と会ったり、お墓参りに行ったり等いろいろお出かけの際に、車に乗れない、また自転車に乗れない、本来乗ることはできても家族から危ないからということで止められていらっしゃる方もいます。福祉バスがあるとは言われると思うんですが、足が悪い方などもいらっしゃいますし、本数が少ないですし、バス停まで行くのも大変な方もいらっしゃると思います。自宅前から目的地へのお出かけのお手伝いをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

高齢者の外出支援につきましては、活動しやすい生活環境づくりのためにも重要であると認識しております。交通の利便性向上のため、町内では福祉バスが福祉センターを起点として、忠岡駅やスーパーマーケット、斎場等を巡回しております。また、社会福祉協議会の生活支援事業の中で買物支援サービスとして、高齢者のご自宅と忠岡町内のスーパーマーケットの間の送迎を実施しております。介護保険または障害者総合支援法の認定を受けている方は対象外ですが、適宜ご利用いただきたいと思います。

高齢者の外出支援でタクシー券というのは想像できるんですけども、タクシー券の給付につきましては、初乗りを2回分、65歳以上の方全員に支給しますと610万円ほどの試算となっております。財政状況が厳しい中ですので実施は現在考えておりません。ご理解のほどよろしく願いいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

予算がなくて大変ということはよく分かっているんですが、また熊取町とか泉佐野市、貝塚市などでも月2回までのお出かけサービスをされています。また、忠岡町でも高齢者

の方のお出かけの機会への支援をぜひよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

議長のお許しを頂きまして、公明党・北村、一般質問をさせていただきます。お昼、皆さん済まされまして、ちょうどいいおなかの具合かなと思いますけど、お休みになられる方はお休みになっていただいて結構ですので、私は粛々と質問させていただきます。

それでは、質問に移りたいと思います。

新型コロナワクチン接種についてお伺いいたします。重症化しやすい高齢者の感染を防ぐためにも新型コロナワクチンの3回目接種を加速化させる必要がある。1日当たりの新規感染者数は減少傾向にあるが、高止まりで推移しており、死者も増加しております。国立感染症研究所は、感染第6波のピークは越えたとの見方を示す一方で、遅れて死亡者数のピークが来ると警鐘を鳴らしております。

厚生労働省のデータでは、亡くなった方のうち70歳代以上が8割を占め、依然として高齢者が多い。本町においての感染者数は、これまでと違って1日当たり2桁で推移をしております。忠岡町のこれまでの感染者数は、昨日の情報ではこれまで1,169人が感染をしております、また、昨日1日で17人の方が感染されていると発表がありました。

現在、新型コロナウイルス（オミクロン株）はこれまでのデルタ株の2.5倍から4倍の感染力があるとされており、家庭内での二次感染もデルタ株の2.5倍となっています。一方、無症状や軽症の方が9割を超えていると聞きますが、ここに来て重症者の数も増えてきております。

こういったことから冒頭に申し上げましたワクチンの3回目接種の加速化が必要であります。本町においては3回目の接種が集団、個別が2月13日から始まり、2月に2回、3月に3回、4月に2回と実施、また予定をされております。接種に至っては対象者に接種券が発行され、予約の受付となりますが、これまでの接種券の発送件数に対し、何人の方が接種されたのか、まずお示しをいただきます。

また、小児ワクチン接種（5歳～11歳）が、3月20日から始まると聞いておりま

す。接種については努力義務となっております。

そこで、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会のメンバーである小児科医の話によりますと、もし保護者から自分の子どもに打たせたいのだが、どうかと相談されれば、メリットの大きさを踏まえ、接種を勧めますと。新しいワクチンなので不安を抱くのは当然だが、使用される米ファイザー製の小児ワクチンは、治験のデータや米国などでの接種の状況から、接種後の副反応はほとんど軽度・中等度であり、安全性に大きな懸念はない。安心して接種を受けることができる。ただ、12歳以上では課されている接種の努力義務は適用されていない。不安がある場合には、様子を見るという選択もある。特に接種が必要な人は、ぜんそくや糖尿病、肝臓や心臓が悪いなど基礎疾患がある子どもは重症化のリスクが高いので、ぜひ受けてもらいたいと、こういったことをおっしゃられております。

また、オミクロン株が広がる前のデータだが、5歳から11歳におけるワクチン2回接種後、7日以降の発病予防効果は90%に上り、健康を守る役割を十分に果たすと見られております。同居家族に高齢者がいる、受験を控えている、感染して学校や行事を休みたくないといったそれぞれの状況を踏まえて、どうするかを考えればよいか。心配であれば、かかりつけ医などに相談するなどし、判断をしていただければと思います。

また一方、減少傾向にあるとは言っても、まだまだ感染する可能性はあります。免疫を持つことで、次に来るかもしれない流行への備えにもなる。米国などでは、子どもの入院なども目立ってきており、注意が必要であり、大人の接種が進むことで免疫のない子どもたちに感染が移行していくことや、子どもが重症化するような新たな変異株の出現も考えられる。そうしたときに慌てて接種するより、あらかじめ接種し、免疫を獲得しておいたほうが重症化などのリスクを下げられる可能性は高いし、3回目の接種が必要となったときの基礎的な免疫をつくっておくことにもなると言われております。

町として、小児ワクチンについてどのような見解を持っておられるのか。また、小児ワクチン接種対象者は908人と聞いていますが、接種券の発送、予約の進捗状況も併せてお願いをいたします。

部長、答弁の前に、ちょっとマスクの関係があるか分かりません。もう少しボリュームを上げて、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

新型コロナワクチン3回目接種につきましては、2回目接種を終了した日から原則8か月以上経過した18歳以上の希望者が受けることができることになっております。

現在は国の方針により接種間隔の前倒しが行われており、高齢者の接種につきましては国の前倒し接種の方針により、2月においては1か月の前倒しとなり、2回目接種から7

か月経過される方を対象に順次、週1回から2回、接種券の送付を行ってまいりました。今月からはさらに1か月の前倒しとなり、2回目接種から6か月経過される方を対象に順次、週1回送付を行っているところであり、接種券が届き次第、接種が可能となっております。町内での接種体制につきましては、1、2回目接種同様、保健センターでの集団接種及び協力医療機関での個別接種を行っております。

接種者数につきましては、3月7日現在、クーポン券を発送し接種可能となっている方につきましては7,367人で、3回目接種済み者数は3,661人となっており、接種率は49.7%となっております。

65歳以上の高齢者に限って言いますと、クーポン券発送者は3月7日現在4,498人で、3回目接種者数は2,870人となり、接種率は63.8%となっております。今後、これまで以上に3回目接種の速やかな実施に努めてまいります。

小児の接種につきましては、厚生労働省からのワクチン接種の実施についての指示に基づき接種事務を行っているところです。3月2日に、まずは9歳から11歳の401名分を発送、3月9日に5歳から8歳、507名分を発送いたします。

接種体制につきましては、保健センターでは3月及び5月に1回目の接種日を設けております。予約状況により追加接種も予定をしております。個別接種では小児科の中川クリニック、八木医院においても実施いたします。また、他市町のかかりつけ医での接種も可能となっております。

現在の集団接種の予約状況は、3月7日現在18人でございます。小児のワクチン接種については様々な意見がございます。接種を受けることは強制ではなくワクチンの予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくものです。接種するメリットとデメリットを考慮していただき、接種を受けるご本人と保護者の方とよく相談の上、接種を受けるかどうか判断いただくこととなります。その判断を行っていただくための情報について、町ホームページや厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご覧いただき、判断材料にさせていただきたいと思っております。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

今、数字でもって示していただきました。国としても岸田総理がリーダーシップを発揮してスピードアップを図っておるわけですが、本町としては、他市は私ちょっと調べておりませんが、65歳以上に関しては当初、2月に完了するという目標でおったんでしょうけど、思うように進んでいないといえますか、それにしても忠岡町としては63.8。他市に比べてどうなんだろうかな。いいほうなんだろうかな。ちょっと

と私も他市町を調べておりませんので、ちょっと判断できませんけども、いずれにいたしましても、どうなんですかね。緩やかという感はあるのかなと、こう思います。1つは軽症化というところにもあるのかなと。

そして、今回はファイザーと違って、モデルナのワクチンも使うということで、このモデルナというのは当初、やはり副反応がかなり問題といたしますか話題になりまして、どうも敬遠されるところがあるのかなと、こう思います。ただ、ファイザー、ファイザー、3回目にモデルナと、交互接種されることでファイザーを3回打つよりも抗体値が高いということでありますので、この辺も十分情報として国もやっておりますが、町としてもやっぱりこの辺はしっかりと周知していくべきかなと、こう思います。

小児ワクチンについては2回に分けて接種券を発送されるということで、今は401人ですかね、発送済み。そのうち予約が入っているのが18人と。この辺についても、子どもさんについても特に軽症、そして無症状というところで分かりにくい部分もありますけど、ただ今回のこの第6波で特徴というのが、既に感染された方もお分かりかと思うんです。感じられるかと思うんですけど、家庭内感染、子どもさんが外で、学校等で感染し家に、無症状のまま家へ帰ってお家のお父さん、お母さん、家族の方がうつる。こういったこともありますし、まして高齢者の方、おじいちゃん、おばあちゃんと住んではいたら、やはりそれなりの基礎疾患もあるでしょうし、この辺のことについてやはり基礎疾患を持っていると幾ら軽症、このオミクロン株は軽症が高いといっても、やはり基礎疾患を持っている方は重症化になるというところで、最悪の場合は命を落とすというところにもなりますので、この辺のことも情報をしっかりと町としても、やっぱり国任せにするのではなくて、やはり広報等。いや、町のホームページでやっていますよって、これも見れる方と見れない方と、また、アプリを取っていても見る人も見ない人もいらっしゃいますので、広報等でもあらゆる手段で周知していただければもう少し進むのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、国内の5歳から11歳の感染者は現在、比較的軽症の患者が多いことなどが理由だが、これは今、重複しますけども、予防接種法上、接種勧奨は適用されております。国として有効性・安全性を踏まえて接種を勧めていることには変わりはありません。国や自治体は、希望者が接種を受けられる体制を整える義務を負っている。子どもは大人と違ってスムーズに接種できるとは限りませんので、これは同じこととなりますけど、より丁寧に行う必要もありますし、町においてもしっかりと周知していくということで、この辺についてご見解よろしく願いします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

小児への接種は集団接種において、現在のところ3月20日に1回目120回分、その

3週間後の4月10日に120回分、その次に5月15日に1回目、120回分、その3週間後、6月5日に120回分を予定しており、合計240名分の接種が可能となっております。これ以上に接種を希望される方がいらっしゃれば追加で日程を加えることも考えております。

接種の間隔は、大人の接種より少し余裕を持たせた接種体制で、医師と看護師のペアで予診の後、接種まで一体的に実施し、会話のしやすい体制としております。また、保護者と接種する子どもで来ていただき、接種しないご兄弟と一緒に来られるのはご遠慮いただくようお願いしております。大人よりもワクチン接種後の人生が長いこと、体が小さいことなどから将来的な影響について懸念されることから、ワクチン接種について決断ができないという保護者の思いも理解できます。

一方で、感染したら療養期間が終わるまでは自宅から出られず、学校を休まなければなりません。子どもにとっても心理的な負担が大きいです。こういう事態を避けられるのがワクチン接種の大きな利点で、身近な重症化しやすい高齢者にうつす可能性が減るというメリットもあります。5歳から11歳への子どもへのワクチン接種は、本人の意思を尊重しつつも保護者の判断によるところも大きいことから、より正確で分かりやすい情報の開示に努めてまいりたいと考えております。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ご丁寧な答弁ありがとうございます。

1回目から、昨年の6月からですかね、1回目、始まったのはね。大変長い期間に、原課は休みも返上しながら集団接種の対応で体を壊さないように、よろしく願いし、進めていっていただきたいと思います。

最後に、一方で病気やアレルギーなど、様々な事情で接種を受けていない人もおります。こうした人たちが偏見や差別にさらされ、不利益な扱いを受けるようなことがあってはなりません。法務省には、コロナ関連の人権相談が2020年2月から今年1月までの2年間で約4,700件寄せられていると聞きます。

当初はコロナ感染者や医療従事者、その家族に対する偏見や差別に関するものが多かったが、最近ではワクチン接種に関する相談が増えているという。言うまでもなく、日本でのワクチン接種は希望者に対して行われており、決して強制ではございません。にもかかわらず偏見や差別がなくなる背景には、コロナ禍の長期化による不安やストレスがあるとされています。今後、5歳から11歳を対象とした小児向けワクチン接種も始まり、接種しない子どもたちまでもが悲しい思いをすることがないように、偏見や差別を防ぐため

の情報発信に一層努めていただきたいことをお願いし、次の質問に移りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次の質問であります、シビックセンター、いわゆる庁舎に関してでありますけども、施政方針で、公共施設については老朽化した空調設備の更新と照明のLED化を図るため、改修工事、維持管理までを含めた包括的に取り組む、省エネ効果が高いとされるESCO事業による設備更新に取り組むとされております。庁舎も20年以上、いわゆる24年ですかね、経過している庁舎の改修を、ここに来て計画的に取り組む時期が来ているのではないかと思います、これについて担当課の見解、お願ひします。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

シビックセンターにおきましては、平成10年の竣工から20数年が経過し、施設内では雨漏りを初めとする機械設備の経年劣化など様々な問題が山積して、庁舎を含め老朽化に伴う修繕や更新の必要性が喫緊の課題となっております。

今後、近い将来、施設全体の大規模な修繕工事を行うためには多額の維持、修繕や更新費用が必要となることを見込まれることから、限られた財源をより効果的に活用するためには、修繕等の必要箇所の中でも特に来庁される方々に影響を及ぼす箇所を優先に考え、優先順位を踏まえた中長期保全計画を策定するなど、段階的に効率よく施設の長寿命化に向けた対応を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

何にしてもお金が先立つことで、しかしながら、いつの頃でしょう、この議場もそうですけど、特に雨漏り、この染みた分、雨漏りですよ。どこから水系統は伝っているのかわかりませんが、調査も大変かなと思います。

6階に関しては議会の会派室によっても窓際が、雨が降ったら雑巾とかタオルを置くような状態で、議会事務局の窓側、東側の窓もそうですよね。そういったことで20数年、普通のお家でも、全然建て方もそういう構造的に違いますけど、やはり20数年たてばそれなりの、やっぱりこの庁舎でもプラークというんですか、ひびが入ったりいろんなことが起こってきます。これを置いておけばかなり多岐にわたってもっと悪くなってくるのかなと思いますし、せめて調査、調査にはかなり費用も必要かなと思いますけど、そういったことも先ほど冒頭に申しましたけど、しっかりと計画を立てて進めていただ

ければありがたいかなと思います。

町長とも、まあ立ち話ではありますが、こういった話もさせていただきました。しかし、町長は「そうやな」とは分かっているけど、やはり長の立場で、私はすごいなと思いました。「北村さん、やっぱり住民サービスがまず一番だ」と、こういうことをおっしゃられました。ああ、ごもつとも、おっしゃるとおりであると。しかし、住民サービスの受け皿となるところが、この拠点が庁舎でありますので、しっかりこの辺も踏まえて今後進めていっていただければありがたいかなと思います。

最後に町長、よろしくをお願いします。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

ただいま北村議員おっしゃるとおりでございまして、住民サービスをやりながらしっかりと研さんしながらですね、ESCO事業も若い職員たちに任せております。いい答えを期待しておりますので、その分を踏まえながら全体的に前を向くように考えてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

庁舎の改修も優先順位をつけて進めていっていただければありがたいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、北村孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。早速一般質問を始めさせていただきます。

まず最初、新聞掲載された発注情報漏洩問題の件などについて質問いたします。

先頃、本町職員による、公共工事の発注情報漏洩についての新聞報道がありました。この件については、先日、議会への報告・説明があり、私を含め多くの議員の方々から質問が出ていたところです。

この発注案件は令和2年度事業であり、この問題が発生した令和2年度当時、本町役場組織としてこの問題が認識・共有されていたということです。

しかし、それから1年以上たった現在もなお、本事案について本町は「現在、調査中のためお答えできません」と、そういう説明、回答ばかりで、本事案の肝心な部分、詳細等については全く不明なままです。

まず1点目、本事案について改めて事実確認をさせていただきたいと思います。事前に町側にお渡ししました確認事項を記載した書面をもとに、その内容について確認していきたいと思います。

大きく5点あります。

まず1点目、当該発注案件は令和2年度中の発注案件で、忠岡町文化会館前のタイル修繕工事の発注案件であった。

2点目、この発注案件の予定価格は130万円以下、少額随契での発注案件であった。

3点目、発注事務について、①令和2年11月、町内業者2社、A社、B社から見積りを徴取した。②その後、追加で別の町内業者1社、C社に見積りを依頼。③このことを知った先の業者A社が本町に対して「ルール違反」だと抗議をされた。このときA社が最安値であったけれども、A社は受注を辞退された。④さらに令和3年1月、4社目となる町内業者D社に見積りを依頼、⑤この際4社目、D社に先の3社、A社、B社、C社の見積り情報を本町職員が教えた。見積りのコピーを手渡しして提供したということです。⑥こういった①から⑤のことを受けて、この工事の発注を令和2年度中に中止して、中止のまま現在に至ると。

次、4点目、この発注の問題について、令和2年度の事案発生当時、教育部局から副町長、町長への報告が上がっており、人事部局を含む町組織として把握、共有されていた。

5点目、町組織としてこの問題が把握された令和2年度末当時から本町職員の処分も含め本事案については調査中、つまり1年以上調査中である。

以上、この内容についてそのとおりであるのか、事実と違うのであれば、どこがどう違うのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本件に関しましては、現在、確認のため答弁は差し控えさせていただきます。できる限り速やかに報告させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

一応、新聞記事の内容と、あと先日の説明の場で「新聞掲載の内容と違う内容です」ということで、3点ご説明あったかと思います。そうした町の説明内容を踏まえてこの確認の事項の書類を作らせていただきました。お答えできないということですので、了解しました。

次ですね、2点目の質問に移らせていただきたいんですけども、議長、すみません、2つ目の質問と3つ目の質問ですね、ちょっと順番、入れ替えさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

はい、どうぞ。

1 1 番（勝元由佳子議員）

すみません、ありがとうございます。

では、次に本町の発注事案、発注事務ですね。特に随意契約の問題について質問させていただきます。

この新聞報道の発注案件の中でも、比較見積りの徴取について、2回、3回と追加で見積り徴取をしているわけですね。

その点について質問ですけれども、忠岡町では随意契約で比較見積りをする際ですね、徴取する際、こういった形で後から追加で見積りを取るというやり方を、よくあることなのか、その点、お答えいただけますでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

本町におきましては、本町の随意契約ガイドラインに基づきまして、事業所より見積りを徴取する際には期限を定め、その期限内に見積りを徴取させていただくという対応をしているということでございます。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

ほぼ恐らく、建前上というか、そうでしょうね。ちょうど私、1 2月議会以降ですね、ある業者の発注について開示請求した書類をですね、全部局ありましたので、ずっと見てきました。書類を見る限り、随契ですけども、複数の部署で、後から見積書を提出した業者が受注してるんですね。その部署の方々にも「これは後出しじゃんけんで受注してるように見えるよ」と。「後から見積りを提出した業者が、先に提出した業者の見積り内容を知ってるのと違うの。そういうふうに見えるよ」と、ちょうど指摘、注意したところで、それから1か月もしないうちにこの新聞報道の件があったわけですね。

この報道の件と、そういった随意契約の書類等々を見ていますと、この後出しじゃんけ的な見積りの徴取ですね。見積書の徴取。ちょっと町ではね、本町で常態化してるんじゃないのかなと、そう思ってしまうわけです。ですので、こういう疑念を持たれるような事務処理の発注事務は改めていただきたいということです。

この新聞掲載の件もしかり、また、これまで開示請求した件もそうですけども、やっぱり変な発注事務、不適切な文書事務をしているというのは、随意契約はほぼというか、ほとんどなんですね。

つい先日、3月議会の全員協議会が終わってからですけども、またそういった変な随意契約が出てきまして、新聞掲載の件と合わせて、本来、金額的に町長まで決裁を上げなあかんやつを、課長決裁、部長決裁、その部署の中で終わらせてたとか、そういう事務が普通に常態化というか、あるわけですね。

加えて、そういう事務もそうですし、本町の発注関係の規定の問題点についても指摘しておきたいと思います。これも先日、ほかの議員の方が指摘されてましたけども、本来であれば、例えば町職員に不正な行為等を強要するような業者がいた場合、本町の発注から締め出されて当然なんですけども、本町には指名停止要綱というものが存在します。

この指名停止要綱、中身を見てみますと、本町から指名停止、締め出しを食らう対象は入札に限られてまして、まさしくこの新聞掲載の件なんかそうなんですけど、随意契約の発注の中でおかしな行為、不正等の問題行為を起こした業者は、本町の発注から締め出せない、そういった規定になってまして、まるでザルなんですね。

それで、町長にお聞きします。町長は、昨年度に引き続き、今年度の施政方針にも入札制度改革を盛り込んでおられます。しかし、入札もさることながら、随意契約も非常に問題だと思っています。それこそ、町長、副町長、上の目が届かない、また公開もされない、総務課にも書類が回らない、課長決裁、部長決裁で部局内でおかしな事務処理してる。結構、随意契約、非常に多いんですね。ですので、入札だけでなく、むしろこういった、人目につかない随意契約も含めた本町の発注業務のあり方そのものについて、規定も含めてもっと手を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

今回の新聞報道に関しまして、議会を初め住民の皆様方には大変ご心配と誤解な思いをさせてしまいましたことに対しまして、心から深くおわび申し上げる次第でございます。

随意契約は、競争に付する手間を省略することができるなどメリットがある反面、適正な価格によって行われるべき契約が、不適正な価格によって行われる懸念などがあることから、安易に随意契約とすることは厳に慎むよう注意が必要であると考えております。

つきましては、法令順守はもとより、契約ごとの内容を踏まえ、特殊性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定することで、公正性、経済性、適正履行の確保を図ることが重要であり、職員研修等を通じ厳格かつ適正な事務を行うよう周知徹底を行い、今後再発防止に向けて厳正に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

じゃあ、入札制度改革と併せて随意契約もやっていただけるということで、よろしくお願いたします。発注事務は基本的なところ、入札も随契も一緒ですので、その辺り、職員の方々にきちんと認識していただくようによろしくお願いたします。

次、3つ目の質問ですけれども、この新聞掲載の事案に係る本町の対応について質問いたします。

この新聞掲載の件、本町の対応については、説明の場でもそうでしたが、私以外の他の議員の方々も疑問、不信感等々を持っておられると思います。何よりもまず第一に、1年以上たっているのに、いまだに「調査中で答えられません、教えられません」、先ほどの答弁もそうですけども、そういった肝心な部分についてさっぱり分からない。私も開示請求、この件しましたけど、結局非公開で、何も出てこない。

加えて、秋の決算委員会の答弁もそうですね。先日、全協の場でお聞きしましたら、決算委員会で「諸事情により中止しました」と、そういったふうな答弁させていただいているということだったので、議事録を確認しましたら、文化会館の手すりのスロープの設置工事の発注の話と完全にすり替わってしまっていて、正直、全然違う答弁になってるんですね。

こういった感じで、挙げたら切りがないんですけども、この問題発覚後の本町の対応を

全体的に見てみますと、我々議会、住民から見て不信感を抱いてしまうものです。

そこで質問です。こうした不誠実とも言える本町の対応、つまり住民から見て、忠岡町は何か都合の悪いことを隠蔽しようとしてるんじゃないか、あるいはしてたんじゃないかと、不信感を覚えるような対応というのは、不祥事や問題発生後の対応として非常に問題があると思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

町長（杉原 健士町長）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本案件は昨年1月に発生いたしました事案であり、住民の皆様、議員の皆様にご迷惑をおかけしているところでございます。処分を含め時間がかかっている理由といたしましては、本町は今までに職員処分の経験がないこと、独自の処分基準もノウハウも持っていなかったこと、また職員の身分に関わることでありますので、慎重に作業を進める中で今に至っている状況でございます。教育委員会とも連携を図り、早期に終結させ、議員皆様に改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

そういう答弁ですので、あとは我々議員あるいは住民、世論がどう思うか、どう納得するか、そういうところだと思います。一応、府の人事部局のほうにも確認しましたが、忠岡町さんが相談に来られたのは年明け、つい最近の話ですと、1か月ぐらい前の話ですかねということでしたので、調査されたのは最近じゃないかなと思ったりするんです。そういったところも併せてちょっと町の対応、問題じゃないかなと思っています。この点、この事案については改めて議会への報告があるということですので、今後の町側の報告、説明を待ちたいと思います。

次、本町職員の外部との接し方の問題についてお聞きします。この問題、もう私、議員になる前からずっと何回も指摘してきましたんで、職員の皆さん方、よくご存じだと思います。「あの人、何なん」とか、「あれ、何なん」とか、ずっと言ってきましたんで。この外部の方というのは、住民の方、業者関係、それから議員も含めてということです。

一番多い、多く見られるのは、町政に携わっておられる町民の方、あるいは受注業者が、議員でもあまり入れない奥のスペースですね。職員のスペースに入り込んで、職員とおしゃべりしてるとか、あるいは受注業者の方が同じく執務スペースに入り込んで職員の

使うコピー機とか、役場内の設備・空間を自由に使って、職員のように自由に何か作業してるわけですね。

片や、一般住民の方々は接客カウンターから奥のスペースには入れないわけです。私も以前、「シッシッ」って、虫を払うようにされたこともあります。そうやって入らせない理由というのは、行政には個人情報を含む、見せられない情報などがあちこちに置いてありますと。職員のパソコン画面も見せられない対象ですと、そういった町側の対応・理由というのは、情報管理、守秘義務の観点でよく分かります。

そうであれば、全ての外部の者に対して、一律で対応していないとおかしいわけですね。しかし、一部の特定の方々には、当たり前のように中に入れさせて、行政文書あるいは職員のパソコン画面が丸見えの場所にいると。そういった対応は平等原則にも反しますし、行政の情報管理、セキュリティの面でも非常に問題があると言わざるを得ません。

ちょうどあの新聞報道の件が出るちょっと直前、そういう役場のOBさんですかね、執務スペースにがっとうって行ってということがありましたんで、関係部局に併せて、「いかげん改善してください」とお伝えした矢先に新聞報道の件もありまして、報道の件は記事でも町側の説明でも「業者に対して断り切れなかった」ということをおっしゃっています。ですので、なおさらこうやって問題で取り上げる必要性を感じているわけです。

職員の執務スペースに入ってくるの方々に対してもしかり、新聞掲載の件もしかりですけども、本町職員の方々が説明した上で、「駄目なものは駄目」と、お断りするべきものはお断りする。それでも理解してくれない、言うことを聞いてくれない場合は、警察への通報も含めてしかるべき措置、対応を取る、そういった毅然とした態度をなぜ取れないのかと、そういったところに根本的な問題があると言わざるを得ません。

本町は、「町民さんと近いのが忠岡町のいいところだ」ということで、長年、自治体運営してきたわけですけども、それは言い換えれば、なあなあな関係、なれ合いということにもなるわけです。そういった外部との接し方の問題が、町政に悪影響を及ぼし、行政としての公平・公正な自治体運営をゆがめている感が否めません。

今回の新聞報道の件も、いつもの町内業者さんとの日頃のお付き合い、関係性が背後にあって、それで断り切れなかったんじゃないのかなと推測するわけです。ですので、改めてこの議会の場で、こうした外部との接し方の問題について、お聞きします。

一般の住民から見て、なあなあな関係、なれ合いにも見える、こういった忠岡町の悪しき慣習とも言うべき町政内の問題が、一向に改善されないまま現在に至っています。

先日も「改善すべき」とお伝えした際、人事の職員さんは「無理です。日頃のお付き合いがあるので、そんな無理な対応できません」とおっしゃってました。ですので、こういった町政の現状について改善していく気があるのかないのか、どうしていくつもりなのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

住民の皆様や業者の方々が相談や打合せのために役場に来られる場合もございます。それらの方々との相談や打合せなど、必要がある場合は、個人情報等が存在する執務内への立ち入りを制限し、別室での打合せを行うよう指示しているところであります。

また、別室がない場合には執務室手前のテーブルで行い、個人情報等の漏洩に注意を払うよう周知しているところでございます。

再度周知を行い、今後も誤解を招く行為や住民皆様からなれ合いと見られることがないよう努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

今後、そうやって改善していただけるということですので、お願いします。また、この問題は相手のあることですので、役場職員の方々だけで解決できるものではないと思っています。むしろ相手となる外部の方々ですね。そういった方にも理解していただく必要があるという意味で、啓発・広報の意味も兼ねて、この議会で一般質問で取り上げさせていただきました。

忠岡町の意識そのものが問われる問題ですし、一般の住民さんから見てあまりいいものでもありませんので、セキュリティ的にも問題もありますし、改めていただきたいと申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

副町長の効果・成果についてです。

この質問は、先ほど前川議員からも同様の質問が出ていましたので、井上副町長が来られてから変わった点、プラス面はもう割愛させていただくとしまして、私はまた別の観点から質問させていただきます。

長年、本町の業務内容、特に法令遵守とか公務員倫理、先ほどの問題もそうです。発注事務等々文書事務、実務の部分ですね。公務員、行政の当たり前の部分で、ずっと問題指摘をして、改善を求めてきたわけですけども、正直、副町長が来られたものの、特にこの約1年間でどこが変わったのかなあと、あまり変化を感じていないわけです。

特に非常に残念に思っているのが、先ほどの新聞掲載の事案です。本町の対応の問題、先ほども質問しましたが、この問題、今にして思ったら副町長が来られてた時期ですよ。決算委員会での答弁も含めて、何でこんな対応になったのかなと。副町長がおられたのであれば、昨年度の問題発生時の当時、あるいは、こんな1年以上たつまでのどこかの時点で「いやいや、ずっと隠しておくのはよくない。問題が発生したら、言える範囲だ

けでも速やかに住民、議会にお知らせ、報告すべきじゃないか。行政として誠実な対応をするべきじゃないか」と、そういった助言、指示がなかったのかなど、ものすごく疑問に感じると同時に、せっかく井上副町長が来られてたのに、何でこんな対応になったんやろと、本当に非常に残念に感じるわけです。

そこで、町長じゃなくて、副町長にお聞きして申し訳ないんですけども、2点、お聞きしたいと思います。

昨年、本町に来られて、まず一番大きな問題点として感じられた点、1点挙げていただいて、どのような部分で、どのように問題と感じられたのか。また、それを改善するためにどのような指示を出されて、現時点で、どのような改善具合なのか、進捗状況等を簡潔にお答えいただきたい。

もう1点、2点目ですね。その新聞報道の件ですね、本町の対応について副町長は何も進言されなかったのか。あるいは、副町長の思い、意見等々進言されたけども、本町の対応には反映されてなかったのかと。その点、すみませんが、簡潔にお答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

昨年1月就任以来、改善が必要と思われるような点については、大小様々ございます。ただいまご指摘いただいたような契約の問題を含めいろいろあります。それについては日々気をつくところを注意喚起もしながら進めているところです。

ただ私自身、広域自治体での経験しかございませんので、どのように改善が必要であるか、どのような改善が町役場にとってふさわしいのかというようなところについては、幹部職員を初め担当職員とも意見交換を重ねながら取組を進めているというところでございます。

その中でも、いろいろな問題といたしますか、私から見てやっぱり違和感を感じるどころ、いろいろあります。一般的などころでの例示といたしますか、説明になるんですけども、やはりここに就任したときから感じている部分で、日々の一般的な業務でありながら、多くの行政活動の根幹となるいわゆる文書事務であるとか決裁事務、こういったところに関しましては、やはり私、先ほども言いました大きな組織の中で仕事をしてきたというところもありますので、やはり違和感といたしますか、ちょっと違うかなというのを感じるところはあります。

ただ、基礎自治体としてはこれで正しいんやというようなところもありますので、そういったところは先ほども申し上げましたように意見交換を重ねながら、この間、就任以来ではありますけども、決裁区分の見直し、これはちょっと話が長くなりますけども、私が来たとき決裁の量にかなりびっくりしました。政策企画部次長をしていると、年間にあっ

でもまあ数十件あるかないか。この場合は1日で数十件、十分にありますんで、次長時代と比べて次長の何年分、1日で仕事をしてるんやというぐらい決裁の量があって、果たしてそういうものが、町長にまで当然その決裁は回りますので、平時はいいんですけども、災害であるとか有事のときには本当にこれで役場行政、回っていくんやろかというようなところの疑問もありましたので、決裁区分の見直しでありますとか、そういったところを手がけてやってきたところでございます。

現在はその事務決裁に関連して課題としておりますところが、多くの職員が関与して、それから多くの時間、関与することによって多くの時間がかかっていると。多くの職員が関与することを悪いとは言わないんですけども、昔の府でもそうでありましたように、勝元議員はよくご存じかと思えますけども、ハンコがそろわないと決裁が前に進まないというような状況に陥ってる。これをどうにかして改善でけへんかなというようなところで、今担当職員も含めていろいろと意見交換もしながら、少しでもそういったところの、時間のロスというのはちょっと言葉として適切かどうか分かりませんが、そういったところを違う部分に振り替え、振り向けれるような、そういった改善でけへんかなというようなところで今検討を進めているところです。

まあ課題と思われるようなところ、大小様々ありますけども、今そういったところに取り組んで、まず契約事務もそうですけども、日々、日常的に行われる業務ですんで、そこにやはり間違いといいますか課題があると、全てそういったところの課題を引きずったまま行政活動を行うというようなことになると思いますんで、細かい部分ではありますけども、そういったところに目配りをしていきたいと考えております。

それから、2点目の質問でございます。新聞報道の件に関しまして当然、私、1月に就任しております、その直後そういった事態に陥っているということは、当然承知はしております。そういった中で必要なアドバイスであるとか、そういったものも行ってきたところですが、細部にわたりましては冒頭、教育部長から答弁のありましたように、ただいまは職員の処分に関することも含んでおりますので、調査中ということになっておりますので、私からこの場で答弁することはちょっと控えさせていただきたいと思えます。しかるべき時期が来まして、ご説明できるようになりましたらその辺のところは丁寧に対応させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

新聞報道の件ですね、副町長にお聞きするのも、上に町長がおられるのでどうかなというところはあったんですけどもね。ぜひ外からの意見というか、どう感じられたかも含めてお聞きしたいと思ってお聞きしました。

その違和感を感じられてる分ですけども、決裁区分、今年度ですかね、見直ししたとい

うのも総務からも伺ってます。上まで上げていたのを下に下ろしていったらというの伺ってますけども、そうすると逆に下の職員の方々、課長レベルの方々のチェックする能力というのをやっぱりぜひ高めていただかないと、結局上が見てなかったらめっちゃくちゃなんかいと。さっきも言いましたけど、そういう状態がありますんで、そこをどうにか改善していただきたいと思います。

副町長は、外から来られた、ある意味アウェーの方ですんで、ご自身の思いをこの忠岡町の中でどのように反映させるか、難しい点もあるかと思えますんで、町長を初め職員の皆さん方も協力していただいて改善を図っていただきたいと思います。

では次、質問ですね。新型コロナワクチンについてお聞きします。先ほど北村議員からも同様の質問ありましたが、ある意味、相反する内容が含まれてます。それほどここへ来て意見が分かれているということですので、よろしくをお願いします。

現在、本町を初め全国の自治体において、新型コロナワクチンの3回目の追加接種と併せて、5歳から11歳までの子どものワクチン接種が進められているところです。一方で、このメッセンジャーRNAワクチンという、これまでに存在しなかった非常に特殊な未知のワクチンである新型コロナワクチンを接種することのリスク、とりわけ3回目以降の追加接種のリスクや、子どもへの接種の必要性などについて専門家の間でも意見が分かれています。

このワクチンを頻回に接種することについては、中長期的に見た場合、むしろ逆効果となって、かえって打てば打つほど感染しやすくなるという抗体依存性感染増強、ADEといった問題を指摘する専門家もいます。

このADEという現象は、新型コロナウイルス感染症が発生するよりも、ずっと以前から免疫学的には知られている現象ではあります。実際、厚労省もこの新型コロナワクチンについては、「接種後、長期の十分な安全性データは得られていないことには留意が必要である」と、注意してねと、分からんでということ公表しています。つまり、接種後、全ての年齢において、将来的なリスクについて不明というのが現在、現時点での正しい情報ということです。ある意味、厚労省は将来、何か薬害がこのワクチンであった場合に責任を逃れるような、ある意味ずるいというか、うまい情報発信をしているわけですけども。

また、この新型コロナワクチンですね、感染予防が目的ではなく、重症化の予防効果を期待して全国でも接種を進められているわけですけども、厚労省等のデータを見ましても、19歳以下の若年層での死亡者数あるいは重症者数は極めて少なく、むしろ将来的なリスクを考えると健康な子どもへのワクチン接種の必要性については、そんなに急いで打たせる必要があるのかよく考えてくださいねといった状況にあります。

そういった点を踏まえまして、お隣の泉大津市では、一律に接種券を発送するのではなく、「接種を希望する方、親御さん、ご世帯は、市役所まで取りに来てください」といっ

た申告制の方式を採られています。これはきちんと考える時間、機会を与えたいということとでされておられるようです。

また、泉大津市が忠岡町と同じように資料を、書類を発送されてます。これ、頂いてきたんですけども、「南出市長からのメッセージ」ということでリスク等ですね、現時点ではリスク分かりませんか、結構見やすく、太字で大きく書かれています。心膜炎、心筋炎等のリスクもありますとか、あと厚労省、大阪府のデータ等を用いて、副反応であったり死者数とか重症者数のデータを表にして分かりやすく書かれています。

こういった資料、忠岡町の発送資料と泉大津市の発送資料を見比べてみますと、ワクチンを打つか打たないか判断する上で影響を与えるような情報部分が、やっぱり読んだ印象、与えている情報が全然違うわけですね。

同じ住民なのに、住んでいる自治体によってこんなに差があるということで、お聞きしたいんですけども、将来的なリスクの情報発信も含めてしっかり発信していくのが行政の責任だと思います。本町でも、現時点でのリスク面など情報をもっと住民に発信、提供すべきではないでしょうか。また、子どもへのワクチン接種について、接種券の一律発送ではなく、泉大津市のような希望者による申告制という方式にすることは検討されなかったのでしょうか。

以上、お願いします。

議長（和田 善臣議員）

一応時間が来ていますので、この答弁をもって終了します。

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町における新型コロナワクチンの追加接種及び5歳から11歳の小児の接種につきましては、厚生労働省からのワクチン接種の実施についての指示に基づき行っているところであります。

追加接種につきましては、昨年12月より1、2回目接種の最優先であった医療従事者から開始し、今月より5歳から11歳への小児の接種を開始したところであります。特に小児ワクチンの接種につきましては、様々ご意見がございます。大人同様、接種を受けることは強制ではなく、ワクチンの予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくものです。接種するメリットとデメリットを考慮いただき、接種を受けるご本人と保護者の方でよく相談の上、接種を受けるどうかご判断いただくこととなります。その判断を行っていただくための情報について、町ホームページに掲載しておりますので、判断材料にさせていただきたいと思っております。

また、接種券の発送につきましては、近隣市の状況を参考にし、また国においては令和4年2月現在、国内における小児の新型コロナウイルス感染症は、中等症や重症例の割合は少ないものの、オミクロン株の流行に伴い新規感染者が増加する中で重症に至る症例数

が増加傾向にあること、感染者全体に占める小児の割合が増えていることが報告されております。また、基礎疾患がある小児では、新型コロナウイルスに感染することで重症化するリスクが高くなると言われております。

今後、様々な変異株が流行することも想定されること、現時点において特に重症化リスクの高い基礎疾患を有する5歳から11歳の小児に対して接種の機会を提供することが望ましいと考えることから、厚生労働省の審議会で議論された結果、予防接種法に基づく接種に位置づけ、小児を対象にワクチン接種を進めることとされましたので、対象者に接種券を配布している状況でございますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後3時より再開いたします。よろしく願いします。

（「午後2時45分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後3時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本です。ただいまより一般質問を行います。

まず、一番最初の質問になります。障がい児の支援についてを質問させていただきます。

発達に障がいがある子どもが年々、増えてきています。少し古いデータにはなりますが、文部科学省が10年前に調査したものでは、子どもの6%から7%で何らかの障がいが見受けられるとの結果が報告されています。

障がいの種類も様々で、自閉症スペクトラム（ASD）、注意欠如／多動症（ADHD）

D)、学習遅延(LD)、発達性強調運動障害(DCD)と分類されますが、混在することも多く、障がい児の特性が様々であります。また、障がいの判明する年齢についても、障がいの種類により、ばらつきが見られます。

忠岡町においても第1期障がい児基本計画の初年度である平成30年は、児童発達支援が5名、放課後等デイサービスの利用者46名の51名でしたが、令和4年3月8日現在で、児童発達支援の方が16名、放課後等デイサービス利用者が73名と、計89名となっており、4年間で38名も増加しております。

早期に発達障がいを発見することも重要ではありますが、障がいに応じた適切な支援をすることは、その子どもの将来の自立に向けて非常に重要であります。

忠岡町の障がい児の早期発見については、現在どのような対策を行っておりますでしょうか。また、支援や療育が必要だと認められる児童や保護者に対して、どのような支援を行っておりますか。担当部局よりご答弁お願いいたします。

議長(和田 善臣議員)

泉元部長。

健康福祉部(泉元 喜則部長)

発達障がい児の早期発見、早期支援につきまして、保健センターでは乳幼児健診を実施しており、特に1歳7、8か月児健診では心理士に相談できるような体制を取っており、また、相談内容によっては1歳7、8か月児健診後、健診事後指導教室を案内し、早期支援を実施しております。

1歳7、8か月児健診時において発達の課題が見られた場合において、保護者から経過を見たいと希望があった場合には、2歳頃に保護者の了承を得た上で、在園機関での様子を確認するなどの個別での支援を実施し、成長の過程を保護者と共有し、必要に応じ心理士との面談を行っております。また随時、心理士による相談の機会を設け、状況により発達検査を実施し、保護者に助言を行い、サービス利用や医療機関への受診案内を行っております。

保育所等の在園機関とも連携を取り、心理士と保健師による巡回相談を実施し、発達課題が見られる在園児の検査を実施し、その内容を保護者、保育者と共有し、よりよい支援につなげているところであります。

5番(二家本英生議員)

議長。

議長(和田 善臣議員)

二家本議員。

5番(二家本英生議員)

忠岡町は、先ほど担当部長から答弁があったとおり、1歳7、8か月健診において、ある程度、発達に心配がある方に対して様々な支援を行っていただいているということで

す。

その中に、まずペアレントトレーニングという、子どもと大人の教室というのがあります。このペアレントトレーニングですが、子どもの行動を理解して、楽しく子育てするための方法を学ぶ研修であります。一緒に学ぶことで、親子関係が安定し、子どもの自信につながり、結果、好ましい行動を増やし、好まれない行動を減らしていくというものであります。

現在は、このペアレントトレーニングについては、忠岡町では就学前の児童と保護者を対象に行われております。しかし、冒頭にも述べたように障がいの発見は、幼少時だけとは限らず、就学後にも発見されることがたびたびあります。

また、障がいの特性に応じた適切な支援が求められるところでありますが、全ての障がいについて支援を行ってほしいところではございますが、まずは保護者の理解と子どもの関係をつくるためのペアトレを、就学前児童だけではなくて就学後のペアトレも対象にしていただきたいと思いますが、その点については今後検討していただけますでしょうか、ご答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

就学後につきましては基本的には学校で対応していただくこととなりますが、検査方法も異なってくることから、早期に適切な支援につなげていくために医療機関での受診を促していくことになろうかと思っております。また、就学後のペアレントトレーニングにつきましては、今後またいろいろ調査研究、検討してまいりたいと考えております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ペアレントトレーニング、今後検討していただくということで、やはり就学前の発達障がいって、なかなか発見もしづらいところがありますので、その辺は就学後にも拡充していただいて、親子共々の不安を解消していくよう、またあと、子どもの自立を促すような形で忠岡町は対応していただきたいと思っております。

続きまして、次の質問に移ります。続いて就学後の支援についてのことで質問させていただきます。

先ほどもありましたとおり、就学後児童については、児童発達支援としては放課後等デイサービスが中心になってきます。放課後等デイサービスの事業目的としては、1つ目は子どもの最善の利益の保障、2つ目は共生社会の実現に向けた後方支援、3つ目は保護者

の支援が挙げられます。いずれも児童の成長を促し、自立に向けての支援をするための療育であり、それだけニーズがあるということです。

放課後等デイサービスの利用については、年々、利用者数も増え、扶助費も増加をたどる一方であります。そんな中、平成28年3月に厚生労働省から、通所の支給量決定についての留意事項についての通知がありました。

内容については、放課後等デイサービスが、単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障がい児を集めている事例などが指摘され、障がい児支援の向上と支援の適正化を図るため、1か月の利用日数の上限を各月の日数から8日を控除した日数にする、との通知がありました。忠岡町においても、令和2年度よりこの原則に従った形で運用されています。

日数についての説明がちょっと難しくなるため、1か月が31日の月を例に挙げたいと思います。令和2年4月からの支給決定の際に、それまで23日を超える支給決定を受けていた受給者、障がい児ですが、今回の改定で相当な理由がない限り、23日が上限とされ、サービスが受けられなくなった分、その分の療育をどうすればよいかと悩む保護者もいらっしゃいます。

現在、その支給量決定について、その都度審査が行われていると思いますが、どのような資格を持った方が審査を行っていますか。

また、その際に相談員から理由書が提出されますが、それに基づいて児童が利用する、放課後等デイサービスへの聞き取りなどは行っていますでしょうか。

引き続き担当部長よりご答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

障がい福祉サービスにおける就学後の支援につきましては、児童福祉法に基づくサービスと障害者総合支援法に基づくサービスがあります。児童福祉法では児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援、福祉型または医療型障がい児入所施設の障がい児入所施設が定められており、また、障害者総合支援法においては居宅介護、ホームヘルプサービスです、同行援護、行動援護、短期入所、移動支援、日中一時支援などのサービスが定めてられています。これらのサービスは、心身に障がいを持つ児童が地域社会で安心した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じたサービスの提供を行っているものであります。

なお、児童発達支援、放課後等デイサービスの障がい児通所支援につきましては、今先ほど議員がおっしゃられたように、国で定められております各月の日数から8日を控除した日数、原則の日数を上限とし日数を決めております。しかし、障がい児の状況に鑑み、町において必要と判断した場合は原則の日数を超えて利用することができるよう日数を定

めております。調査とそういう決定につきましては、本町の職員で総合的な見地から判断しているところでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

様々な福祉サービスがあって、それを利用することができるということがあります。ただ、放課後のデイサービスに関しましては、やはり保護者のほうが子どもの成長を促すといった意味で、そして将来における自立に向けての療育というのもありますので、日数決定については本当に慎重にさせていただきたいと思います。

先ほど原則で、国の基準に基づいてということでありましたけども、先ほども答弁いただいた中でもあったんですけども、障がい児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点などを踏まえて、障がい児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするということになっています。その際に、支給決定前に申請者、事業所等に十分確認した上で必要な日数を決定することとなっています。

先ほどの答弁の中では事業者との聞き取りとか、そういった答弁はなかったのですけれども、そちらについての事業者の確認というのは、やはり親が療育を求めているわけですから、一番その子どもが接しているところが、時間が長い放課後等デイサービスの意見も聞かないといけないのかなと思います。その点についてもう一度答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

原則の日数を超える支給量が必要な理由書につきましては、事業所から提出していただいております。また、支給決定時、調査により保護者からの聞き取り等をさせていただきまして、児童本人の心身の状況が不安定である、また家庭環境や家庭状況などから適切な療育を受けられないなどの状況を踏まえ、総合的な見地からその必要性を判断し支給決定をしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

いろいろ、そういった町の職員とかがいろいろ審査した上で、また事業所からの報告も聞いた上での判断ということなので、実際ガイドラインの中でもなかなか居場所づくりの

ための場所になっているという指摘もあるんですけども、やっぱりそればかりではなくて、本当に療育が必要な方についてはしっかりした聞き取り、あと家族さんとその障がい児も含めた対面でのヒアリングとかもしていただいて、将来に向けての支援設計もしていただいて、そういった意味での日数は決めていただきたいと思います。

その中で、大阪府が推奨していることなんですけども、大阪府のほうで、障がい児だけではないんですけども、支援の引き継ぎということでサポートファイルが非常に有効であるということが言われてます。忠岡町におきましてはこのサポートファイルということはやっていなくて、個人、小さいときからそういった障がいを持っていたときの「わたしノート」というのがあると聞いております。今後このサポートファイルを作ることによって、当然福祉はもちろんのこと、あと教育や、あと就労についてのサポートも、それを1枚見ればどういった子どもか、どういった児童かというのがはっきり分かってくると思います。切れ目なく支援をするためにサポートファイルの導入について、忠岡町はどう検討されていますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

サポートファイルにつきましては、子どものライフステージが変わる際に、ふだんの様子や関わり方を知っておくべき情報などを共有するツールであり、情報を共有することで子どもを取り巻く全ての人々が同じ方向、同じ方針で関わるができるものとなります。

本町では「わたしノート」というサポートブックがありますが、仕様が昨今の状況になっていない部分もあり、関係機関と連携し見直しを行っている状況であります。子どものライフステージに沿えるものができるよう引き続き取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

そういった支援も引き続きお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。3番目の質問で、児童発達センターの設置についての質問になります。

児童発達支援センターの役割として、地域の中核的な療育支援施設として、障がい児とその家族のための相談や療育など、総合的な支援を行っている児童福祉施設であります。

忠岡町の第2期障がい児福祉計画でも、令和5年度末までに市町村または圏域に1か所以上設置することを基本とする考えが示されています。このことは、前期の第1期障がい児福祉計画でも、同様の考えが示されており。

第1期障がい児福祉計画のPDCAサイクル管理シートの中では、目標達成に向けた考え方の中では、近隣市や関係機関と情報共有を図り、相談者が適切な支援を受けられるよう情報提供に努めたと振り返っているが、児童発達支援センターの設置に向けての検討項目は特に記載がありませんでした。今まで、この4年間の設置に向けての経過をお示しくさせていただきますようよろしくお願いいたします。

答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

児童発達支援センターの設置につきましては、これまで各市町の設置の状況でありますとか、その方策、また開始時期などを調査してまいりました。また、人員等の確保の問題もありますので、そういったことを検討してまいった次第でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

児童発達支援センターというのは障がい児福祉の中ですごい拠点になりますので、忠岡町もできるだけ早く設置に向けての検討をしていただきたいと思います。

時間がないので続いての質問に移りたいと思います。子どもの医療費助成の拡充についての質問に移りたいと思います。

子どもの医療費助成は、経済的理由で必要な子どもの受療をちゅうちょしないよう、また子育て世帯を支援するための施策であります。令和4年度の施政方針の中で、子どもの医療費助成を18歳まで拡充されることが示され、時期については10月予定となっております。日本共産党としても、以前より議会を通じ、忠岡町に求めていたことであり、令和4年度の施政方針で示されたことは、評価いたしたいと思います。

大阪府内の市町村でも、子ども医療費の拡充が実施されており、午前中にも答弁がありましたとおり、府内では27の自治体が18歳までの助成が拡充されております。

子どもの医療費助成の拡充は、冒頭にも述べたように、子育て世帯への負担軽減になり、また安心して医療にかかれる上でも、早い導入が願われるところです。施政方針では10月からの実施予定と示されておりますが、10月を待たずして、準備ができ次第、実施を早めることを検討すべきではないでしょうか。

まずは担当部局より答弁をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町におきましてはこれまで子ども医療の助成制度の拡充につきましては、子どもの健全な育成と福祉の向上を図る観点から、また子育て世帯の経済的負担を軽減するため、財政状況が非常に厳しい中におきましても着実に年齢の引上げを進めてきたところでございます。

議員仰せの拡充の予定時期の前倒しにつきましては、システム改修等の準備があり、ある一定準備期間が必要であります。子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、来年度からではなく令和4年10月より実施するものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

答弁の中で、来年度からではなくて忠岡町は10月から実施ということで、その形で前倒しをしているということでした。その準備に関しては医師会との準備とかシステムの改修等、様々な課題をクリアしないと実施できないことは分かっています。

以前に、平成30年4月に通院分が中学校卒業まで引き上げされました。その当時の状況は、平成29年12月の補正予算でシステム改修費が可決され、翌年の4月より拡充が実施されました。補正予算が可決してから、4か月で実施ができております。

また、岬町の実例を挙げますと、岬町では令和元年7月に18歳までの拡充を行っております。岬町では2月に医師会への説明、4月からシステム改修を始め、7月の実施に至りました。その間、5か月でできております。忠岡町でも4月から準備を行えば10月より前の実施は可能だと思います。

そこで、もう一度前倒し実施について検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。もう一度答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

子ども医療の年齢拡充の予定時期については、先ほども申し上げたとおり、システム改修等の準備が必要であり、ある一定の準備期間が必要であると考えております。また、上半期は事務多忙の時期でもあることから、体制が整わないため10月からの実施といたしたところでございます。近隣市の状況では、子ども医療の18歳までは和泉市に次ぐ2番目の早さで実施いたしますので、その辺を評価していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

この近隣市においても2番目ということで、そこを評価していただきたいということでしたが、子育て支援として1か月でも早く前倒ししていただきたいというのが要望ではございます。

そこで、町長にお伺いしたいと思いますけども、そのシステムが改修が終わって全てが準備できた際に、少しでも早く前倒しされる予定はございますでしょうか。やはりそこは子育て支援として少しでも早い導入が求められるところではありますけど、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

原課のほうでは10月やという指示が出てますので、それが最短だということでご理解願いたいと思います。

先ほども部長からも答弁がございましたように、近隣ではかなり早い、また全国的にも大阪は先進事例的などところもありますので、その辺もどうぞお酌み取りいただきまして、10月からということでご理解願いたいと思います。泉大津もまだですし、最初これを投入するときには、泉大津との医師会等々と考慮しながら、同時発進しやなあかんのかなというふうなことも言われてました。でも、うちとしてもいち早く、泉大津市よりも早くできると。医師会等を見捨てないという言い方はおかしいですけども、やったということの評価願いたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

10月から実施ということなので、近隣市では早いということでもあります。町長からの答弁ありましたけども、できたら、可能でありましたら少しでも前倒しをお願いしたいところでもありますので、よろしく願いいたします。

最後の質問に移ります。サービスの情報提供についてであります。ちょっと時間ありませんので、質問も少し減らして一括で質問を行いたいと思います。

サービスの情報提供についてですけども、地方自治法によれば、自治体は住民の福祉の増進を図ることが基本である。また、住民は、その属する自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有する、とあります。

昨今の新型コロナウイルス感染症による、国の様々な支援策もありますが、自治体独自の支援も多種多様なものになっております。そのような場合、自治体の情報提供が重要になってき

ます。

現在、忠岡町の情報提供は、月1回の広報紙の配布や町ホームページでの案内、そして、忠岡町公式LINEによるお知らせなどがあります。情報通信機器の世帯保有率は年々増加の一方であり、情報取得手段としては、自治体の公式ホームページが最も必要とされているという調査結果も出ています。

忠岡町のホームページを見ると、最新情報はトップページに掲載されているものの、情報の整理がされておらず、手続に関する情報とかニュース情報など混在しているため、欲しい情報がなかなか得られない状況であります。

以前の一般質問では、欲しい情報については、検索欄の利用を設けており、関連する情報を取得することができるという答弁がありましたが、ここに入れるキーワードは、完全一致がしないと検索できないようになっております。やはり検索機能には頼らず、視覚的に分かりやすいホームページの改善が必要かと思えます。

そしてまた、前回にも質問させていただきました。やはりホームページを管理する上で、ある一定の管理者が必要ではないかと思えます。その管理者の設定についてもお答えいただきたいと思えます。

以上、2点お願いいたします。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

ホームページの情報ということでございます。現在、公式のホームページですが、議員仰せのとおり、目的の情報を引き出しにくいという点が見られると、これまでご意見を賜っているところでございます。

これにつきまして、新年度よりAIチャットボット機能というものを加えてまいり、利便性を図りたいと思っております。これは人間と会話しているような受け答えを自動的に行いながら選択していき、目的の情報へ達成するという対話形式によるものでございますが、これを導入いたしまして、ホームページの中をクリックすることなく、より一層利便性向上を図ることができるものと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それと、情報管理という点でございます。これにつきましては今後、ホームページの整備も様々、種々検討する中で、各担当課におきましてホームページ担当者というようなものを設置するなど、より適切な管理に努め、情報を伝えやすい、分かりやすいホームページの構築に向けて検討を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

情報が引き出しにくいということで、A I チャットボットの機能を使った検索機能、そしてホームページの管理については各課で今管理されているところのホームページの担当の職員ですかね、それを設置するというので、住民が一番見やすい形でのホームページ、また情報を引き出すのに困らないようなホームページに今後していただいて、住民の福祉の向上につながることでありますので、もっと改善をしていただいて、使いやすい形のホームページにしていきたいと思います。

時間が来ましたので、以上で一般質問を終わりたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

6 番、日本共産党の是枝です。町長の施政方針に対する一般質問をいたします。

施政方針の「切れ目のない子育て支援が充実したまち」の施策として述べられている、令和5年4月に開園予定となっている「（仮称）東忠岡地区認定こども園」について質問をいたします。

東忠岡小学校区の認定こども園計画が出されたときに、この認定こども園には、忠岡小学校区の廃止された町立幼稚園と町立保育所の先生方が、東忠岡小学校区の町立幼稚園と町立保育所に配置されるため、先生は増えるから、入所児童の定員も増えて、待機児童はなくなるとの説明でした。

「忠岡町子ども子育て応援プラン2020」でも、幼児期の教育保育の見込み量に対し、供給体制の確保は、令和2年度から令和6年度までの計画期間中、全て充足、ですから待機児童がないという状態の計画になっていました。

ところが、令和3年度現在も、保育所の待機児童が2名出ています。閉園となった旧忠岡保育所のほうにいらっしゃった先生方が東忠岡保育所に来ていらっしゃるのに、待機児童2名が出ているというのはどういうことなのか。それは保育士の先生が不足して、定員どおりの児童数を預かれないということが原因の待機児童でした。

来年4月に開園予定の東忠岡地区認定こども園は、今よりも入所児童の定員が大きく増

えます。待機児童が出やすい0歳、1歳、2歳児の保育供給体制は大丈夫なのか、心配するところでもあります。

就学前教育・保育の現場の職員は女性が多く、産休・育児休暇を取得される方も見込んで職員採用をすべきですので、これまで私どもは保育士の採用をさらに増やすよう求めてきました。しかし、全体の職員定数があるから保育士ばかり採用できないといって保育士が増えず、待機児童が出ていました。

そこでお聞きいたします。来年4月開園予定の（仮称）東忠岡地区認定こども園の入所児童定員に対する保育士の必要数と現在の保育士数、そして来年度確保予定の職員数についてお答えください。担当部長より答弁をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

東忠岡地区認定こども園におきまして職員数の最低必要な数でございますが、現在の予定では23名となっております。現在の保育士の数としましては、幼稚園も合わせまして30名ということになっております。確かに年度途中、待機児童が出ておるというところは、実際、平成28年度以降6年連続して発生しているところでございます。

主なものは、先ほど議員のほうからもご指摘がありましたが、職員不足というところでございます。特に今年度につきましては4名の職員が育児休暇取得中ということで、特に職員がそれだけ減っているというところでございまして、0歳児の受入れ人数を本来9名のところを6名までということで制限させていただいております。先ほどご指摘のあった2名の待機児童が発生しているというところでございます。

認定こども園が開園します令和5年4月においては、先ほども冒頭申し上げましたが、幼稚園で勤務している職員の増加も見込めるというところがございしますので、0歳児の受入れにつきましても新しいこども園、本来の定員でございます12名の受入れができるものというふうに見込んでおりますので、待機児童の解消は図れるものというふうにご考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

現在の保育士数というのが、来年度の確保予定の職員数であるというふうにご理解をして、質問を進めさせていただきます。

その30名の中には、現在、教育委員会にいられていろんな準備をさせていただいている保育士の資格を持っていらっしゃる方2名も含めていらっしゃると思います。また、その

認定こども園が開園して、その年度中に開設予定の、後で質問しますが、子育て支援センターのほうにも配置というものが必要になってくるかと思えます。そうなってくると、育児休暇を取られている方が戻ってこられても、また育児休暇はやはり権利でございますし、保育士さんには必要な、子育てというのはやはり大事な、自らの子育てを通じての、そういう保育の経験というのは大事ですので、やはりそれはやっていただきたいと思えますので、それを保障するという含めて見込んで、やはり余裕を持っていなければ、たちまちまた待機児童が出てくるということを繰り返す、そういう職員体制でいいのかということが、今問われているところあります。

忠岡町の子育て応援プラン2020の計画では、令和2年度から6年度までの計画期間中、児童の見込み量に対し、確保方策、確保量は充足ということになっています。計画どおり児童を新しいこども園に預けられるというふうに、そのことが言えるのかどうか、再度この今現在の30名ということではいけるのかどうか、そのご判断をお願いしたいと思えますが、答弁いただきたいです。よろしくお願ひします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほども申し上げましたが、現在の不足の部分は育児休暇中ということでございます。育児休暇に関しては議員ご指摘のとおり減でございますので、当然そういった場合は採っていただくこととなります。ただ、それを見越しての余裕を持った人員配置ということでございますが、当然我々としましてはそういったことができれば、それにこしたことはないんですが、そこは全体の定数もございまして、また財政状況もございまして、その辺りは人事当局とも調整を図りながら今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

東忠岡地区認定こども園が開園すれば、待機児童はゼロになるというふうにことでこの計画がスタートしておりますし、計画上も待機児童はないと、十分に余裕を持って充足しているということになっているのに、待機児童が出ているという、この現状でありますので、そのところはよく考えていただいて、必要によってやはり正規の保育士、職員を採用するという含めてぜひ検討いただきたいと思えます。

開園まであと1年あります。忠岡の子ども子育て応援プランの計画どおりに、令和4年度、待機児童が出ないように引き続き保育士の確保に努めていただきたいということと併

せて、開園まであと1年あります。また令和4年度、新年度ですね、また年度途中で待機児童が出てくることのないように、併せて、開園を待つのではなく開園前から待機児童ゼロということでぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、来年開園予定の東忠岡認定こども園に併設される子育て支援センターについて質問いたします。

現在、忠岡町には町立の子育て支援センターがありません。そのため、町内2か所の民間の認定こども園に併設されている子育て支援センターに、地域子育て支援拠点事業を委託しております。子育て支援センターでは、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供などを行っています。子育てをしている家庭の支援を行う施設であり、保護者にとっては育児に関する不安の相談に総合的に応じてくれる心強い施設となります。

現在建設中の東忠岡地区の認定こども園に併設の子育て支援センターは、来年の7月頃完成し、年度中に開所の予定だとお聞きをしております。町立の子育て支援センターができると、2つの民間のこども園に併設の子育て支援センターと同列ということにはいかないと思います。

そこでお聞きいたしますが、新しくできる町立子育て支援センターの位置づけと役割についてはどうお考えになっておられるのでしょうか。担当部長よりお答えをお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり、子育て支援センターにつきましては、これまで町内には民間の子育て支援センターしかなく、忠岡小学校区のみでの開設でございました。令和5年度以降は東忠岡小学校区においても開設してまいりますので、特に東忠岡小学校区の住民にとりましては、より身近に支援センターを感じてもらい、保護者の様々なニーズにも応えることができると考えております。

また、町立施設でもあることから、先ほどご指摘のあったとおり、本町における子育て支援の中心的な役割を担っていきつつ、民間の支援センターとの連携を図りながら町全体としての子育て支援の充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今おっしゃられた町内でやはり中心的な役割を果たすという位置づけだと、当然だと思います。そうだと思います。やはり実施主体が、子育て支援の実施主体は忠岡町でありますので、委託をしている先と同じということではなく、やっぱり実施主体というところで中心的な役割ということでもありますとともに、行政が直接行っているということなので、行政との様々な連携ですね、とか関係諸機関との連携がダイレクトに行えるということも、情報の共有、様々なことができますので、やはりその子育て支援センターというのは中心的な役割、そして民間の子育て支援センターにはできないことというところでは、職員の厚い層ですね。経験が長いベテランの先生もいらっしゃる、そういったところもありますので、そういったところとの連携というところもできます。ということで頑張っていたら、ほかの民間の子育て支援センターの手本となるよう、見本となるよう、そしてそういった連携を取りながら全体の子育て支援センターの水準を上げていくというところも、ぜひそういう役割もあるかと思しますので、ぜひ頑張っていたきたいと思します。

次に、災害対策について3点質問いたします。

まず1つ目ですが、町長の施政方針にもあります災害に強いまちづくり、災害発生時、正確かつ迅速な情報伝達のための情報提供ツールの充実を図るということについてお聞きをいたします。

地域によっては、忠岡町の防災行政無線が聞こえにくい、聞こえないという問題があります。昨年9月の町議会で我が党の河野隆子議員が質問いたしましたし、10月の決算委員会で私もこの問題を質問いたしました。忠岡町は平成26年にデジタル行政無線の工事を1億1,600万円で行いましたが、聞こえない地域がたくさん出ているということが当初から問題となっておりました。個別受信機は公共施設に設置する分しか注文していなかったのです。

ところが、高知県香南市というところは、忠岡町よりも2年あとですが、忠岡町の工事を請け負った同じ事業者が同ジェラルド社の機器で工事をし、事前に調査をしっかりとこは行い、聞こえない地域には個別受信機を300台、工事のときに一緒に購入し、うち120台を設置し、調査した以外に聞こえないというお宅には年間5件ずつ個別受信機を貸し出してアンテナ工事も行っているということでありました。

香南市のように、国の財政措置がある緊急防災減災事業債を使って行う工事のときに一緒に個別受信機を購入して工事をしておけば、忠岡町の財政負担もわずかであったのに、今から個別受信機を購入すると財政負担が大きいということです。なぜ香南市のように事前に聞こえない地域をきちんと調査して、聞こえない地域に個別受信機を設置しなかったのかと質問をしたところでもあります。

町長は、防災無線が聞こえないところがあることを十分理解しておられ、何とかしてするという、そういう答弁をされておりました。

そこで、お聞きいたします。防災無線の聞こえないお宅に個別受信機の設置は考えてお

られるでしょうか。公室長さんよりお答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

個別受信機の導入についてご意見を頂いておるところでございますが、個別受信機自体が非常に高価であり、また場所によってはアンテナなども必要になってくることから、予算面からも大変厳しいものと考えているところでございます。聞こえにくかった際には聞き直しシステムを導入していますので、こちらをご利用いただきたいと考えておるところでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今となってはもう財政負担が大きいので、それ以外の方法ということで、防災無線の内容を電話で聞き直しするという方法が取られましたが、そもそも防災無線の音すら聞こえてない方に、役場に電話をかけて聞き直すという行為ができるのかといえ、できないでしょうという、そういう意見も述べてまいりました。

LINEやメールで忠岡町からの防災情報を受け取る方法もありますが、携帯電話やスマートフォンを持っていない方や聴覚障がい者の方に、忠岡町がどう災害時の情報を伝えるのでしょうか、再度お答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害発生が見込まれる際には、防災行政無線だけでなく忠岡メールにて避難情報や災害情報を発信しておりますが、令和4年度にはこのメールの内容を合成音声に変換し、希望される方の固定電話に町から自動発信するシステムの構築に取り組んでまいります。同時に、聴覚に障がいをお持ちの方にも情報伝達ができるよう、ファックスでの送信も検討しておるところでございます。準備が整えば広報やホームページを通じてご案内をさせていただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。個別受信機はなかなか設置が難しいということで、それに代わる方法として今すぐ取り組めれるというところで、そういう固定電話に電話が、忠岡町から合成音声でかかってくるという方法や、ファックスで聴覚障がい者の方のところに送っていただくということを実施されるように検討されるということでした。大変いい方法だと思います。防災行政無線が聞こえない地域の方に登録していただいて、災害時の忠岡町からの情報が届くよう周知していただくようよろしくお願いいたします。

時間がございませんので、2つ目、行きます。災害対策の2つ目は、昨年12月議会でも質問いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策を取ると、避難所の定員が10分の1以下になってしまうという問題についてです。

さきの12月議会の一般質問で取り上げましたが、忠岡町の災害時の避難所が水害の場合、収容人数が4か所で5,313人のところ、10分の1で530人に減ってしまうということになります。ふれあいホールは1,000人収容のところを、パーティションで仕切ると80人しか収容できないということです。これは大変なことです。大津川や牛滝川が増水して洪水災害が起きた場合、避難所がその収容人数でしかなければ、住民は一体どこに避難をしたらいいのでしょうか。

そのことを知らず多くの住民が避難所に押し寄せてきたら、忠岡町は避難してきた方々を追い返すのでしょうか。大混乱が起きます。ですから避難所についてのこのような事情の周知と避難所の確保については忠岡町はどのように考えておられるのでしょうか。これも公室長さんよりお答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

忠岡町地域防災計画の資料編には、災害種別に応じた避難所及び収容人数を記載しておりますが、収容人数は面積を1.65平米で除した数で算出をしております。コロナ対策としてパーティションの設置等を行った場合、収容人数は約10分の1以下になると見込んでおります。

このようにコロナ禍における避難所運営については収容人数が非常に限られることから、住民に対しては、まずご自分の居場所が浸水想定区域なのかご確認いただき、安全が確保できるなら家に止まってもらう。また安全が確保できない場合には、安全な親戚や知人宅への避難を検討してもらうなどの周知啓発が必要と考えており、現在作成中の総合防災マップは完成後に全戸配布を予定しておりますが、その中にも記載をしており、必要な方が避難所を利用できるよう周知を図ってまいります。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

親戚や知人宅を避難先にということでありますけれども、確保できない方はやはり避難所が必要だと思います。その方々には避難所を確保していただきたい。

忠岡町の住民の方にそういったことを今後知らせていかれるということではありますが、やはり 530 人で足りるのかということ、引き続き避難所の確保ということが必要だと思いますが、避難所の確保についても引き続き努力いただくということはお考えでしょうか、再度答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

避難所の確保につきましては、財政面からも非常に難しいものと考えております。周知につきましては、現在、コロナ禍であるため直接地域へ赴くことはできませんが、現在、危機管理課において各種マニュアル等の整備を行っており、今後実働に向けた訓練等の取組も進めてまいりますので、地域の防災意識を高めるためにも今後検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

新しく建てるとかいうことはちょっと難しいかと思いますが、避難所の確保については様々な方法を使って、様々な手だてで確保していくということも併せてしていくことを強く要望いたします。

災害対策の 3 つ目ですが、これも議会で質問してまいりましたシビックセンター、忠岡町役場の災害時の自家発電が 8 時間しかないという問題です。総務省からは、役所の自家発電は 3 日間 72 時間確保するよう通達が来ておりますが、本町の自家発電の燃料は A 重油を燃料としているため、備蓄が 8 時間分しかないということで、どう確保するのかということですが、また、避難所となるふれあいホールには自家発電の電気がつながっていないという問題もあります。

やはり A 重油を 72 時間分備蓄することは、場所、スペースがない。消防法などの問題もあるため現実的には無理だということは分かっております。

では、災害時、どのように役場、シビックセンターの自家発電を確保していくのかということで、やはり電気がなければエレベーターもパソコンも動きません。避難所も困りますが、役場の B C P、事業継続計画を遂行していくにもやはり 72 時間の電源がなけれ

ば、罹災証明の発行も時間がかかる、福祉サービスの申請、通常の証明の発行に困るなど問題が起きてきます。

災害の後、できるだけ早く通常業務に戻れるようということになっているにもかかわらず、そういう電源が確保できなければ業務ができないと、この問題についてやはりデジタル化された行政システムのもと、電源の確保は絶対に必要となりますが、例えばパソコン、そういうシステムの分だけでも72時間の電源確保についてはどのように考えておられるでしょうか。担当の次長よりお答えをいただきたいと思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

国が示している地方公共団体における非常用電源の稼働につきましては、72時間は外部からの供給なしで稼働可能とする措置が望ましいとされており、国の通達に基づき72時間の確保が必要であると考えてございます。

本町におきましては、災害時等において最低限必要な行政機能を維持するため自家発電設備を設置してございますが、72時間の確保には至っていない状況でございます。

なお、既存の自家発電設備で72時間稼働させるためには、現在の約10倍となる2万リットルの燃料が必要となり、シビックセンター敷地内に燃料タンクの増設の可否につきまして検討を行いました。消防法第10条に規定されている貯蔵する燃料の数量また危険物の規制に関する政令第12条及び第13条に規定される構造及び設備の基準に制限があることから、結果といたしましてシビックセンター敷地内に燃料タンクを増設することにつきましては困難であると判断をいたしました。

今後におきましては、現在、防災担当課と協議を重ねておりますが、72時間確保については現状分析を初め軽油等その他の燃料を使用した新たな自家発電設備の検討、また他の団体で非常用自家発電設備を設置している環境や整備手法等の事例を収集するなど、引き続き調査研究を行い検討を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

忠岡町の住民に迷惑をかけないようにぜひ電源の確保をしていただきたいと思います。個別の蓄電池等もございますので、そういったものも活用してぜひお願いいたします。

一般質問の最後は、水はけの悪い町民グラウンドについてです。

おとし、杉原町長が就任した初めての議会で、私は水はけの悪い町民グラウンドの改善について一般質問いたしました。町長は「取り組んでいきたい」というふうに前向きの答弁をされました。

そして、新年度の町長の施政方針に、グラウンドの水はけの悪さを改善する手法について具体化を図るということが述べられておりました。それは一体どのようなものなんでしょうか、町長よりお答えをいただきたいと思います。もう時間がございませんので。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

当然、水はけのいい立派なグラウンドに変えていきたいと思っておりますし、いろいろ手法は今原課といろいろやりながら、振興くじ、助成金等々やりながらやっていきたい。最終的には、また有名な著名人が忠岡から出てますので、またネーミングライツ等々つけれるようなグラウンドになったらいいのかなという夢は抱いています。

以上です。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。時間がないのでこれで。

6番（是枝 綾子議員）

町民グラウンドの水はけの改善ということで、どういうふうなめどで取り組んでいかれるのかということも併せて、もう1回、再度お答えいただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

この答弁をもって終了しますので。

町長。

町長（杉原 健士町長）

今年度中に策定しながら進めてまいりたいと思っております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

12番、日本共産党、河野です。杉原町長の施政方針を受けて一般質問をさせていただきます。

まず、通告書に沿って質問させていただきます。1つ目は、忠岡町一般廃棄物処理基本構想についてであります。

忠岡町廃棄物減量等審議会が昨年12月24日と、今年に入りまして2月24日に第2回が開かれました。基本構想案の中身は、現有施設の包括的整備運営管理事業、期限が令和2年4月1日から令和6年3月31日まで、この完了後の令和6年4月1日以降のごみ処理方式について検討を行うというものであります。

比較は3つ出されております。1つが現有施設での処理継続、つまり、現在のごみ焼却施設、クリーンセンターで、クリーンセンターを単独で建て替えてごみを焼くということですが、これについては本町単独での施設建て替えは考えていらっしゃらないと、そういうふうに書いていましたので、項目には入れないというふうに書いています。もちろんこれは、今までもたくさん議論してきたところですが、国の交付金もない、補助金もない、そして技術者もないといったところが、忠岡町の単独でできないといった理由であります。

それと2つ目ですね。2つ目が泉北環境への広域処理組合への委託、これは議会でも忠岡町が広域に進むべきだということが示されたというふうに思っていますので、当然、事務方レベルでも何度もこの間協議もしていただいているというふうに聞いております。

そして3つ目ですね。3つ目に民間に委託という、これまで忠岡町が、進むべき方向は広域だろうと言うてたのに、全く違うものがこの基本構想の中に示されて審議がされたということでもあります。

そこで、お聞きいたします。忠岡町のごみ処理施設は、今後広域で進めていくと、それがこれまでの議会の中でも様々な議論を経てそういった流れになったわけなんです。そのために町長先頭に頑張ってもらっているというふうに認識をしておるわけなんです。なぜこの民間委託が基本構想案に含まれているのかについてお聞きしたいというふうに思います。担当部長よりお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

令和4年度の一般廃棄物処理基本計画策定に先立ちまして、基本構想において、本町における一般廃棄物の処理方針とごみ処理システムについて専門部会を組織し審議を行ってまいりました。

基本構想策定に当たり、クリーンセンターの包括的整備、運営管理事業が完了する令和6年4月以降のごみ処理方式について、昨年4月から具体的な検討に入ったところでございます。忠岡町と忠岡町の住民にとりまして最も有益な方法を確認するため、これまでの考え方を一度フラットにさせていただいて、先進事例や他の自治体の処理について調査研究をしてきたところでございます。

現有施設では将来にわたってごみ処理、ごみ焼却を続けることは難しく、広域にという考え方でございました。しかしながら、一たん委託をしますと基本的には将来にわたりそこで処理をしていくということになります。10年後、またそれ以降の財政負担がどうなのか、忠岡町としては慎重に考える必要がありました。

他の処理方法について、これにつきまして事例を調査をいたしました。ほかに選択肢はないのかということで調査をいたしましたところ、本町が災害時等のごみ処理に関する協定を締結している民間委託先で処理が可能であることが分かりました。詳細に調査を行いましたところ対案として十分に成立する内容でありましたので、本町単独処理、広域処理組合への委託に加えまして、民間委託を提示させていただいた次第でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

今、担当部長のほうから「一たんフラットにした」というお言葉がございました。しかし、今まで単独は無理だということで広域で行こうと、それはもう議会の中でも皆さんそう思っていらっしゃるというふうに私は認識しているんですけどね。なぜフラットにする必要があるかというところなんです。

この間ですね、10年間、大規模改修を含む、ちょっとこれ戻りますけれども、忠岡町が単独で施設が建てられないということで、これ、平成20年6月議会ででしたね。10年間で大規模改修を含む35億7,000万円の長期包括契約をしたいという説明であって、それ以降は広域化を目指す。またプロポーザル方式でより多くの業者が参加できて

競争原理も働くと、安く済むんだという説明もあり、私たちはやむを得ずこの議案に賛成したわけなんです。

当初の計画では30トン炉2基で高い計画で出されたわけですけども、議会での追及や財政負担を考えて30トン炉1基で安くなったということもありました。これはちょっと付け加えて言うておきます。

それで、10年後には広域で行くと、なので長期包括を認めてほしいと、当時の担当部長、そして町長が言われておられました。しかしながら、この大規模改修と10年の運転管理の長期包括のこの委託契約ですね。これ、後の是枝議員の調査によって分かったことなんですけど、焼却炉の大規模改修ですね。忠岡町の想定では16億円の大規模改修費を見込んでいたと。ところが、このクリーンセンター整備委員会が出された資料では実際、約10億3,500万円しか使っていなかった。長期包括というものがお金は渡し切りでありますので、実際にもらったお金より安く修理費を抑えるということが企業がもうけるために、つまり企業がもうけるために参入してくるということが明らかになったわけでありまして。このことはちょっと遡って、今度のこの計画案とはまた別の話なんですけど、私が言いたいのは、民間に任せてしまうとこのようなことが起こるとということで、今までいろんな教訓があったというふうに思うんです。

それで、これまで広域に向けての協議については相手のあることだからという、なかなか具体的な中身が見えてこなかった。しかし、今担当部長もおっしゃられましたように、スケジュールはというと令和6年4月1日ですね。1日以降は泉北環境でゴミを燃やしてもらう、広域に入るための努力をしていくという説明が今まであったわけなんです。ですから、フラットにするという、このことは到底考えられません。やはり広域に軸を置くことが忠岡町の本来の姿勢であるというふうに思うんです。

この公民連携方式でPPP/PFIという、民間の資金で施設を建ててもらって、運転管理もしてもらうという、このような安易な考えはどうしても理解できないんです。その上、施設は一般廃棄物と産業廃棄物の混焼施設として民設民営で整備すると書かれているんです。忠岡町に産廃施設を持ってくる、こんなことが住民の理解を到底得られるものではないというふうに私は思っています。

今回出されましたこのPFIについてですね、資金を出してもらうわけですからやはり民間資金主導となる。そして、施設建設に民間の資金を投入するだけでなく、その管理運営に至るまで民間企業の経営感覚を導入していくのですから、忠岡町がものが言えない。利用者である住民の意思が反映されない、そういうことになるというふうに考えます。

例えば、焼却場からにおいがするといった苦情があったと、そういうことで住民は今でしたら忠岡町、この役場の1階に来るわけですね。そして苦情を言う。しかしですね、こういったPPP/PFI、この民設、民営委託ですね。民間ですね。こういった施設だとしたら、こういった苦情が来ても役所のほうは「それなら企業に言うときます」と、この

程度で終わってしまうんです。言えないですもの。なので、やはりこれまで10年以上議論してきて出された結果が広域で行こうと、進めていこうということになっておるわけですので、このようにPPP/PFIなどといった手法は検討事項に入れるべきではない、削除するべき案だというふうに思います。

現在、広域処理、泉北環境にごみ処理を委託する話はどこまで進んでいるのか、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

まず、先ほどの私の説明、重ねて申し上げますけども、忠岡町と忠岡町住民の利便性、また将来負担、この辺りはやはり事務方としてはしっかりと調査をして、先行きに町の財政状況も踏まえて進むべき道を検討する、これは私、職員として当たり前のことだと思うんですね。ですから、今この段階でどこの方向に向かって進むとか、その段階ではございませんでして、選択肢を挙げて、どのようなことがあるのか、これをご提示して審議会において意見を伺っている段階でございますので、民間を目指して進んでいるわけではございません。まずそういうことをご理解いただきたいと思います。

1点ですね、今現在、全国で複数箇所、この公民連携のごみ焼却施設が検討されているところでございます。一例としましては、民間の企業グループがごみ焼却施設を造るわけなんですけども、自治体もその中に投資をして加わります。経営者になるわけなんです。そういうことで民間主導で民間が勝手なことをやっていくということはしっかりとモニタリングができる体制を整えてやっていくという事業スキームになっておるようでございますので、その辺りは十分に調査をしてまいりたいというふうに考えております。

それでは、ご質問のお答えをさせていただきますけども、泉北環境整備施設組合とは、これまで忠岡町のごみを委託で受けていただくことを前提に協議を進めてまいりました。昨年6月、第1回協議会では搬入ルートや地元説明など、そうした課題整理を行いました。9月、12月に続いて協議を行ったわけなんですけども、これは委託料ですね。主に金額面についての協議を行ってまいりました。

委託に際しましては搬入ルートに係る環境アセスメントの実施であるとか、地元自治会との合意形成であったりとか、また事業系ごみ袋の導入であったりとか、いろいろと課題はありますけれども、それらをクリアしていけば委託することは可能であるというふうには考えている状況でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

今、担当部長のほうからは、民間に進む案は検討事項の1つに入れているということですね。という説明であったというふうに思います。課題がどういった、広域に行く分で課題がどういったものかは分かりませんが、一般ごみの性質や減量、そういったことも今後していかないといけないのかな。そういったところは今首をかしげていらっしゃるんで違うかもしれませんが、いろんな課題があるというふうに思うんです。

広域化についてはね、例えば10年先の計画で、泉北環境の事務組合が大規模改修をするに当たって、忠岡町に更新するから委託料が高くなりますよということになるんじゃないか。そのことも大変、担当としては心配されているというふうに感じます。

しかしながら、広域先の相手は同じ自治体です。民間ではありません。なので、もうけを優先する民間企業ではないので、委託料にしても忠岡町が払えないような無謀な金額、本当に出てくるんでしょうか。例えば先で、事務組合の一員として参加することになれば、これは当然国の補助金も入ってくると思いますので、実際の負担が下がるんじゃないかなというふうには思うんです。

町は広域化に相手があるということで、なかなか私らも具体的な中身は聞けないところがあったんですが、例えば町長は「スピード感をもって」と、そしてお尻があるということをおっしゃってきたわけなんです。例えばですよ、令和6年4月からちょっと、広域の話はちょっとまだ1、2年かかるなということになったとした場合ですね。した場合、やっぱり今の忠岡町にあるごみの焼却施設ですね。これを1年、2年先まで使って並行して協議を進めていくということも1つだというふうに思うんです。

ここにも書かれておりますが、令和2年、3年で5億9,400万円使って大規模改修ね、今のクリーンセンター、しているんです。なので十分使えるはずだというふうに思います。今、これまで党議員の質問、いろいろとクリーンセンターについては一生懸命、いろいろやり取りがございました。

質問の中で、熊取町と岬町の焼却炉の運営に関して何度も取り上げさせていただいたところではありますが、両自治体の焼却炉というのはほぼ30年超えているということではありますが、熊取町が現在、泉佐野と田尻で新ごみ処理施設整備基本構想、これで入っていくということになるんでしょうかね。施設整備スケジュールのこの案ですね。案を見ますと、2030年から入るというふうにスケジュールの案でなっているんです。熊取が30年を迎えている焼却施設であるけれども、まだ、今から8年先まで使っていくということなんです。ですから、なかなか広域が進まなければ、うちの焼却炉ね、大事に使っていけばまだ大丈夫だというふうに思います。

それで、今回出されましたこの基本構想ではありますが、先ほども申しましたように大きな問題点ですね。大きな問題点はPPP/PFIによる民間委託、これを検討事項に入れたというところ、あくまで部長は構想案だと言われておりますが、これを入れるとやっぱ

りこれを基に考えていくんじゃないかなというふうに思うんです。先ほども言いましたように、やっぱり住民の声が届かない、また産廃も来るといふ、これが決まったらですよ。問題点。問題点だらけだといふふうに思うんです。なので検討事項に加えるべきではない、削除すべきだといふふうに思います。

そこで、町長にちょっとこれ最後、お聞かせ願いたいんですが、杉原町長は2009年から広域に行くまでの10年間の長期包括を批判されておられました。今後は広域でと、その立場で頑張っておられるのも杉原町長です。それなのにこの民間委託を基本方針に入れたら、10年間の長期包括の失敗を繰り返すことになってしまうのではないかなというふうに思うんです。なので、ぜひ広域の話を頑張ってお進めさせていただきたいというふうに思います。町長、答弁をお願いしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

今後のごみ処理に関しましては、廃棄物処理基本計画において十分検討し、住民の利便性、忠岡町の将来負担などを慎重に考えて方針を固めてまいりたいと思っております。まあ言うてますように、ごみという、されどごみなんですけども、ごみに税金をこれだけ投入してると。町民1人当たりが突出して高いということ自体が、今までの長期包括での進んできた道、また忠岡町が進んできた道が間違っているということでございます。

長期包括で10年間で11年目、先ほど河野議員からありましたように、その次からは広域もしくはバラ色が待っているよというて、これ実際問題、前任者を別に否定するわけでもございませぬ。職員を悪く言うわけでもございませぬ。当時の職員さんを責めるわけではございませぬけれども、スピード感がなかったのは事実です。事実、10年間で何もできなかったというのは事実です。

そこから既にもう5年が過ぎてるわけなんですよね。5年が過ぎようとするわけなんです。これ、今のルールでいけば。ということは、失われた10年、失われた5年が過ぎて15年遅れるわけです、15年たつわけですね。それでなおかつ、次にどうやというときに、住民の皆さんにこれ以上の負担をかけるかということに関しては、慎重に今谷野部長もお答えしてるように、いろいろな点で考えていきたいと。

それは、住民の皆さんは、目の前に出されたビニール袋のごみがなくなっただけやと思っているけど、実際の問題、どうでしょう。450円の袋を買って、ほんまに1人当たり何万円もかかっているというふうなこと、住民の方は把握してるでしょうかね。把握してないと思うんですよね。

先ほど来、共産党の先生方がいろいろ要望してますことも、全て財政に響いてくるわけなんです。これを一番初めに、いの一にしたいというのがクリーンセンターでございまして、クリーンセンターを軽減できることによって先ほど来言っているいろいろな要

望をクリアにやっていけるというのを信じていただきまして、今このクリーンセンターの問題を三方から考えているという中で、今二方に絞っているわけですね。広域のあり方と今部長が説明したあり方でどうやねんということを進めてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

それと、言うようにお尻は決まっていますんで、私は今までみたいに「あ、しまったなあ」って、あのときに反対してよかったな、賛成したらよかったなというんじゃないしに、議員の皆様方のご理解を得ながらこの問題を解決していきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

本当に遡ると、もう15年たっておりますので、町長が議員時代に一たん凍結するというのを聞いたときに、よもやと言われた言葉が私も非常に、そのとおりのやっとなというふうに思ってるんです。

今回、この民間委託も出されているけど、私たちは安くつけばいいというふうには思っていないんです。ですので、やはり住民の自治が遠のくということがないように、これはぜひ本当に慎重に考えていっていただきたいというふうに思います。

すみません、次にコロナの、よろしくお願したいというふうに思います。

コロナについてですが、ちょっともう端折ります。大阪府下、大阪は死亡者の数が全国でワーストワンということで非常に多いわけなんですね。これの原因としたら高齢者施設のクラスターが多いのかなという、それも原因の1つであろうかというふうに思います。

本町も連日、感染者が増え続けています。昨日の感染者が17人で、合計すると今までの陽性者の数ですね、1,169人。オミクロン株が非常に感染率が高いと。悪いことに感染しても無症状であれば、知らないうちに人にうつしてしまうということになるわけですが、拡大を抑えるにはやっぱり誰もが無料で受けられるPCR検査、これが必要だというふうに思います。センターの設置、お考えではないでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町における新型コロナウイルス感染者数につきましては、議員仰せのとおり1,000人を超え、1月6日以降ほぼ途切れることなく毎日、陽性者が発生しているところでございます。

ご質問のPCR検査の無料検査場につきましては、3月中旬より1か所、薬局において、PCR検査ではございませんが、30分程度で判定が出る抗原定性検査の無料検査を大阪府の無料検査事業として実施を予定しているところでございます。よろしくお願

たします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

町内の薬局で手を挙げてくれたところがあったということで、それは非常によかったというふうに思うんです。ですがですね、泉大津のことですね。泉大津は前にもご紹介させていただきましたが、場所の提供ね。役所の職員の食堂ですかね、そこを提供されているわけなんです、去年の夏ですね、検査数がかなり減ってしまったということで、誘致した企業はなかなか、減るとやっぱりもうけがなくなるということで大変なところであったというふうに聞いています。

そこで、泉大津は何したかということですね、9月議会です。去年のね。今後またニーズもあるであろうということで、去年の10月から今年の3月まで、この企業の運営負担金ですね。この運営負担金として630万円の補正予算、組まれたんですよ。これが住民の命を守るという姿勢ではないかというふうに思います。

また現在、府の事業として無料のPCR検査、始まっています。これはまん延防止等措置が発令されている間でありますので、3月2日から21までということなんです、その後はどうなるのか。本当は国や府がお金を出すべきだと、この検査についてはね。そのことは常に私たち議員団も言っておるんですが、出さないんですから。なので府がやめたとしても本町の責任において引き続き無料の検査を、今1点、手を挙げたということであるんですが、それは今後どうなるんでしょうかね。無料でできないですよ。府の事業にのっかってされるんですね。ちょっとその点についてお聞かせください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今後改正される抗原定性検査につきましては、大阪府の事業にのっかって実施することになります。感染拡大防止に今後も努めていくことは必要やと思いますけれども、町といたしまして町独自でPCR検査センターを設けるということは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

この府の無料事業ですね、これが終わった後でもやっぱり町としての責任でやっていただきたいというふうに思うんです。この感染を抑えるのは、マスクや手洗い、消毒と言われてますけど、結局みんな今、マスクしてますよね。手洗いもかなり気をつけてます。それでもこれだけ感染するんですよ。かなりきつい感染力です。

忠岡町は、この本町、小さい町で人口約1万6,500人なんですけれども、もう既に1,169人の陽性者が出てるということは、これを換算すると14人に1人の方が感染してるわけなんですよ。陽性者になってるんです。そして、本町には無料で受けられる他市のような大きなドラッグストアありません。行政が真剣にコロナを抑える気があるのかということ再度お聞きしたいと思います。お願いします。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

PCR検査の結果、陰性となった場合のメリットは、数日、感染性が低いということが言われます。PCR検査が陰性の場合のデメリットは、感染を完全に否定できないこと、これまでと変わらず予防策を継続することが必要なこと、感染源になり得ることを考えて行動することが必要なことが挙げられ、今までと同じように感染拡大防止に努めていただく必要がございます。そういうことでございますので、町独自のPCR検査センターにつきましては考えておりませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

かなりこの感染者の、陽性者の数が多いですので、ぜひこれは今後も検討していただきたいというふうに思います。予算委員会のほうでも続いてやりたいというふうに思います。

最後の質問です。避難計画についてです。

高月北という地域、立地条件が非常に、川に挟まれているというところで、ちょっと高月北に限って書かせていただきました。高月北はご存じのように大津川へとつながる松尾川と牛滝川、そして和泉市側から榎尾川が流れているので、非常に挟まれてるんですね、川にね。人が寄ると、高月北で人が寄ったら心配されるのが、川の、大雨が降って洪水になって、つかったらどこへ逃げたらええんやと、避難経路が分からへんと、そういったことがよく聞こえてくるんですね。

防災のこれ、タイムラインですね、事前防災行動計画。これについては我が党、是枝議員が質問もして、早くつくれということも質問させていただいたというふうに思うんです

が、非常にやはり事前防災行動計画、タイムライン、これは有効性があるというふうに思うんです。大雨というのはもちろん台風が主だと思いますので、やっぱり2日前、1日前、時間で区切ったら12時間、6時間前というふうに分かれるというふうに思いますので、このタイムライン、つくる必要があるのではないかというのをちょっとお答え願いたいというふうに思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

台風等の風水害は発生から被害が生じるまでには時間的な余裕があり、先を見越した対応により被害を最小限にとどめることが可能となることから、いつ誰が何をするのかを時系列に整理した事前防災行動計画、いわゆるタイムラインについて、本町では令和3年12月に策定し、令和4年1月にはタイムラインに基づく職員への訓練を実施し、その中で今後の課題を見出すことができたと認識しております。

12番（河野隆子議員）

簡単に。

議長（和田 善臣議員）

時間、来ていますので簡潔にお願いします。

12番（河野 隆子議員）

一言だけ。分かりました。タイムラインは作っていただいたということが分かりました。これは地域、町会単位であるのかもしれませんが、やっぱりコミュニティタイムラインですね。そういったことが今後必要だというふうに思いますので、その辺は町単位で検討もしていかないといけないと思いますので、努力していただきたいというふうに思います。

終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

4時40分から再開いたします。

(「午後4時32分」休憩)

議長(和田 善臣議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後4時40分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

令和4年第1回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第2 決議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議について
以上でございます。

議長(和田 善臣議員)

日程第2 決議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議について、
議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

決議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議について。

本町議会は、次のように決議する。

令和4年3月9日提出

提出者	忠岡町議会議員	三宅 良矢
賛成者	同	河瀬 成利
賛成者	同	北村 孝
賛成者	同	是枝 綾子
賛成者	同	勝元由佳子

ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議（案）

去る2月24日、ロシアが本格的なウクライナへの侵略を開始した。

ロシアによる侵略は、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

いかなる国であろうとも、力による一方的な現状変更は断じて認められない。ロシアの行動は、欧州だけでなく、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、我が国の安全保障の観点からも決して看過できず、忠岡町議会は最も強い言葉で、これを非難する。ロシアに対し、国際法を遵守し、即時に攻撃を停止し、軍をウクライナより撤収するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月9日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ただいまの局長の朗読に代えさせていただきます。速やかによろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議長）

異議ないものと認め、これより決議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

本定例会に付された事件は、議了いたしました。議事の都合により、明日から24日までの15日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認めます。よって、明日から24日までの15日間、休会とすることに決定しました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

(「16時45分」散会)